

令和元年度第4回久留米市情報公開・個人情報保護審議会（定例会）会議議事予定
（令和2年1月23日（木）午後1時～ 場所：久留米市役所3階308会議室）

1 前回会議の概要報告

2 諮問案件の審議

- (1) 全国的な風しんの流行拡大に伴い、国が規定した追加的対策に対応するため、市が管理する保健情報システムの対象者データをオンライン結合等により、受託者へ提供することにかかる公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無（条例第10条第1項第2号）について

【健康福祉部保健所保健予防課】

- (2) 市税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料等の公租公課に係る納付催告業務を私人に委託するに当たり、委託事業者へ電子媒体により催告対象者の個人情報を提供することの公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無（条例第10条第1項第2号）について

【健康福祉部健康保険課】

【市民文化部税収納推進課】

- (3) ペイジー口座振替受付サービス導入に伴い、納付者・納税者が指定する預金口座に関する情報について、当該口座の金融機関とシステム上でのオンライン結合等を行うことにかかる公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無（条例第10条第1項第2号）について

【健康福祉部健康保険課】

【健康福祉部介護保険課】

【市民文化部税収納推進課】

【都市建設部住宅政策課】

【子ども未来部子ども保育課】

- (4) 久留米市が行う高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に係る地域の健康課題の分析等事業について

- 1 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に係る地域の健康課題の分析に必要な国民健康保険被保険者の診療報酬明細書、特定健診結果、介護保険被保険者の介護保険給付費明細書、保健医療介護事業参加者リスト等を目的外利用することの公益上の必要の有無（条例第9条第3項）及び目的外利用に係る本人通知の省略の適否（条例第9条第4項）について

【健康福祉部健康保険課】

【健康福祉部長寿支援課】

【健康福祉部介護保険課】

【健康福祉部保健所健康推進課】

- 2 後期高齢者医療被保険者の診療報酬明細書、後期高齢健診結果等の情報を本人以外のものから収集することの公益上の必要の有無（条例第8条第2項）及び当該情報収集に係る本人通知の省略の可否（条例第8条第3項）について

【健康福祉部総務】

【健康福祉部健康保険課】

3 その他

令和元年度第3回久留米市情報公開・個人情報保護審議会（定例会）会議概要

日 時：令和元年10月11日（金） 午前10時00分～

場 所：市役所3階 308会議室

出席者：武藤会長、日野委員、西村委員、穴見委員、松尾委員、西田委員、小路口委員、吉岡委員 以上8名（欠席：相澤委員）

議事の概要

1 前回会議の概要報告

* 意見や異論等は無く、この件に関しては承認される。

2 諮問案件の審議

【諮問案件1】

生活支援課第1・2課が生活保護費の算定事務を行うに当たって、当課が所管する母子父子寡婦福祉資金貸付事業に関する個人情報を目的外利用することに関し、公益上の必要の有無（条例第9条第3項第4号）について

【子ども未来部家庭子ども相談課】

事務局：舞弓主幹、林田課長補佐、中島、渡邊

実施機関：家庭子ども相談課（酒井課長、中井課長補佐、馬場）、

生活支援第1課（有田課長補佐、古賀、井手）

—資料をもとに家庭子ども相談課から説明—

（A委員）100%生活保護費の場合、貸付償還金は控除されるのか。

（実施機関）収入から貸付償還金を控除するという取扱いであるため、収入が全くない場合は経費控除の対象にはならない。

（A委員）ということは、最低生活費の中から返済してください、ということになるのか。

（実施機関）そういうことになる。

（A委員）12種類の貸付事業とあるが全てが対象なのか。

（実施機関）そうである。

（A委員）今まではどうしていたのか。自己申告を受けて、家庭子ども相談課に金額を確認していたということでよいか。

（実施機関）生活支援課の担当ケースワーカーが本人同意を得て、家庭子ども相談課に確認していた。

(B委員) 収入がある人の場合に問題になるということか。

(実施機関) 償還金の取扱いに関してはそうである。

* 他に質問や意見等はなく、この件に関しては承認される。

【諮問案件2】

介護保険事業計画策定のための基礎調査として実施している「久留米市在宅介護実態調査」の分析業務委託に当たり、介護保険受給者に係る介護保険認定情報の提供をオンライン結合等（磁気記録媒体）により行うことについて、公益上の必要があるか否か、及び個人の権利利益を侵害するおそれがあるか否かについて

【健康福祉部介護保険課】

事務局：舞弓主幹、林田課長補佐、中島、渡邊

実施機関：介護保険課（淵上主査）、長寿支援課（合戸課長補佐）

—資料をもとに介護保険課から説明—

(B委員) 業者に情報を渡すときには、何か加工をして、個人が特定されない形にするのか。

(実施機関) 被保険者番号を記載した調査票を基に認定調査の聞き取りをするので、その情報と個人の基本情報が結び付けられ、個人が特定された上での分析業務の委託になる。

(C委員) 被保険者番号と生年月日を業者に渡すのか。業者が個人を特定しようと思えば可能ということか。

(実施機関) 氏名は提供しないので、被保険者番号だけでは特定は難しいと思う。

(C委員) 600人くらいであれば、市で被保険者番号を任意の番号に置き換えて業者に渡すという方法ではどうか。業者による特定が不可能になるが、市で追跡することは容易である。

(実施機関) 被保険者番号に代わる番号等を提供することが事務上どれほどの負担になるか把握できていないため、この場で回答しかねる。

(B委員) この場での回答ができないということであると、この場で承認するかしないか結論が出しにくくなる。

(C委員) 先ほどの提案は要望ということによい。

* 他に質問や意見等はなく、この件に関しては要望を意見として付した上で承認される。

【諮問案件3】

福岡県が実施する外国人の就業に係るアンケート調査において、

- 1 市が保有する住民基本台帳の個人情報を観光・国際課が目的外利用することの公益上の必要性の有無（条例第9条第3項第4号）について

【市民文化部市民課】

2 住民基本台帳の個人情報を観光・国際課が福岡県に外部提供することの公益上の必要性の有無
(条例第9条第3項第4号)について

【商工観光労働部観光・国際課】

事務局：舞弓主幹、林田課長補佐、中島、渡邊

実施機関：観光・国際課（伊豫主査）、市民課（松尾課長補佐、平林）

—資料をもとに観光・国際課から説明—

(D委員) 久留米市在住の外国人の方の人数は4, 145人とおっしゃったが、今後増えることが予想されるのか、それとも今が最大とお考えか。

(実施機関) 増えると予想している。ちなみに久留米市の在住外国人の数は、平成30年度末で3,942人、平成29年度末で3,668人であり、徐々に増えている。人材不足もあるので、事業者は今後も外国人の受け入れを促進していこう。

(D委員) どこの国の方が特に多いといった傾向は把握されているか。

(実施機関) 今年の7月現在では、外国人全体で4,152人いる中で、フィリピンの方が最も多く1,193人、ベトナムの方が1,131人、中国709人、ネパール318人、韓国270人となっている。今までフィリピン、中国の方が多かったが、最近は特にベトナムの方が増加傾向にある。

(C委員) 無作為に295人を抽出してその情報を県に送り、県が調査票を対象者に送付する形でアンケート調査を実施するということか。

(実施機関) そうである。

(C委員) 無作為の抽出はどうやって行うのか。

(実施機関) 電算上容易に抽出する方法がある。

* 他に質問や意見等はなく、この件に関しては承認される。

3 その他

(会長) 前回、なぜ久留米市を管轄するのが佐賀税務署であるかという質問が出ており、事務局で調べて回答するという事だったがいかがか。

(事務局) 保健所衛生対策課から佐賀税務署に確認をした。結論としては、業種による関わり方であり、食品営業許可業者等の個人の所得税に関しては、佐賀税務署の調査官がその事務を担っているために佐賀税務署に情報を提供するというものである。他にも業種としては土木関係がある。調査官が担当する区域は広域のエリアであり、同じような調査を10の税務署の区域にまたがって行っているとのことである。福岡県であれば甘木、久留米、八女、大川、大牟田の税務署、佐賀県では唐津、伊万里、武雄、鳥栖、佐賀の税務署の管轄を担当している。また、この広域調査を久留米税務署に所属する調査官が担当していたこともあり、持ち回りで行っていると言え、現在は佐賀税務署の調査官が担当している。調査官はそれぞれの税務署長からの辞令を受けており、

久留米市内の調査に関しては、立場としては久留米税務署の職員として調査を行っている。佐賀税務署と久留米税務署の間に上下関係があるわけではない。今回は調査官の本所属が佐賀税務署であったために佐賀税務署からの問い合わせという形になったものである。

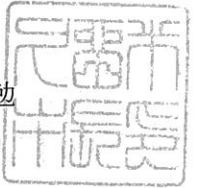
* 質問や意見等なし。

以上

1 保 予 第 6 7 7 号
令和元年12月4日

久留米市情報公開・個人情報保護審議会会長 様

久留米市長 大久保 勉
(健康福祉部 保健所保健予防課)



諮 問 書

久留米市個人情報保護条例第24条の規定により、下記のことについて貴審議会の意見を求めます。

記

全国的な風しんの流行拡大に伴い、国が規定した追加的対策に対応するため、市が管理する保健情報システムの対象者データをオンライン結合等により、受託者へ提供することにかかる公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無（条例第10条第1項第2号）について



【諮問案件】

風しん抗体検査及び予防接種の無料クーポン券発行業務を民間事業者に委託するに当たり、市が管理する保健情報システムの対象者データを、オンライン結合等により受託者へ提供することにかかる公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無（条例第10条第1項第2号）について

【健康福祉部 保健所保健予防課】

○業務概要

平成30年7月以降の風しんの流行拡大を受け、国は、昭和37年4月2日から昭和54年4月1日の間に生まれた男性（これまで風しんに係る公的な予防接種を受ける機会がなく、抗体保有率が低いとされる。）を予防接種法に基づく定期接種の対象とし、令和3年度末までの3年間、全国で定期接種を実施することとした。また、ワクチンの効率的な活用のため、前もって抗体検査を行うこととした。

本事業は平成31年4月から開始された全国的な施策であり、実施に当たっては、市町村が対象者に対し、対象者の情報が印字されたクーポン券及び送付状を送付する必要がある。対象者データの抽出加工を行った後、対象者情報のクーポン券面への印字、送付状の作成及び封入封緘業務を民間事業者に委託する。

本事業について、本市は、対象者を2つに分けてクーポン券及び送付状を送付することとし、1回目は、対象者のうち昭和47年4月2日から昭和54年4月1日の間に生まれた男性に送付した。1回目の送付に係るオンライン結合等については、平成31年4月23日付け31答申第4号にて、公益上の必要性があり、個人の権利利益を侵害するおそれはないとの答申を受けている。今回は対象者のうち、昭和37年4月2日から昭和47年4月1日までの間に生まれた男性及び1回目にクーポン券を送付した者のうち検査を受けていない者の計30,000人についてオンライン結合等によるデータ送付を行うものである。

具体的な流れは以下のとおり。

- (1) データ加工業務受託者（システム〈健康かるて〉開発業者）が、令和2年2月下旬時点での対象者の住民情報をシステムから抽出し、クーポン券発行業務受託者（以下、「受託者」という。）が指定するファイルレイアウトのCSV形式に加工してDVDに格納し、市に提出する。以上の作業は、データ加工業務受託者が庁舎内で行う。
- (2) 市が（1）のDVDを運送会社のセキュリティ・ガード便（機密情報輸送）を利用して、受託者のデータセンター（大阪府）の担当者宛送付する。
- (3) 受託者がデータセンターから工場（玉名市）へ社内ネットワーク（専用回線）を通じて対象者データを送信する。その後工場では、券面に必要な情報を印字する。

- (4) 受託者が、クーポン券及び送付状を封入封緘する。
- (5) 受託者がセキュリティ・ガード便を使って市へ納品する。
- (6) 市がクーポン券及び送付状を対象者に送付する。
- (7) 対象者が実施医療機関にクーポン券を持参し、風しんの抗体検査を受検する。

○公益上の必要性について（条例第10条第1項第2号）

クーポン券の送付は、医療機関の混乱等を避けるため、段階的に実施することとされ、令和元年度の第1回においては、昭和47年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性に対して送付した。第2回目である今回は、令和2年3月末までに、既受検者を除く対象者全員に送付することとしており、対象者数は約30,000人に上る。仮に、紙に印刷した対象者の情報を受託者に提供した場合、クーポン券の印刷に必要な入力作業に多大な時間と労力を要するうえ、入力ミスが生じる可能性が高い。3月中に対象者にクーポン券を送付するためには、オンライン結合等によるデータ提供により迅速かつ確実に作業を進める必要がある。

○個人の権利利益を侵害するおそれについて（条例第10条第1項第2号）

情報提供に関しては、暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施したデータをDVD等の記録媒体に格納し、データの運搬はセキュリティ・ガード便を利用する。また、受託者と締結する業務委託契約書（別紙）には、個人情報取扱いに関する条項を記載する。受託者内でのデータの受け渡しはインターネットから切り離された社内ネットワークを利用するため、高度なセキュリティが確保されている。また、当該事業者はプライバシーマークの付与認定を受け、個人情報について適切な保護措置を講ずる体制を整備している事業者である。事業初年度も本業務を委託した事業者であり、近隣自治体からの受託実績も多い。

以上のことから、当該オンライン結合等により個人の権利利益が侵害されるおそれはない。

- 提供する個人情報の内容 住所、氏名
- 実施時期 令和2年1月～3月

(案)

令和元年度 風しん抗体検査及び予防接種にかかるクーポン券等作成業務委託契約書

久留米市（以下「甲」という。）と〇〇株式会社（以下「乙」という。）とは、風しん抗体検査及び予防接種にかかるクーポン券等作成業務の委託について、次のとおり契約を締結する。

（委託業務）

第1条 甲は、風しん抗体検査及び予防接種にかかるクーポン券等作成業務（以下「業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託する。

（委託期間）

第2条 業務の委託期間は、契約締結の日から令和2年 3月31日までとする。
2 業務の成果物の納品の日は、甲の指示によるものとする。

（委託金額）

第3条 業務の委託料（以下「委託料」という。）は、金〇〇円（うち消費税及び地方消費税額〇〇円）とする。

（契約保証金）

第4条 甲は、乙に対して契約保証金の納付を免除する。

（業務の処理方法等）

第5条 乙は、別紙「令和元年度 風しん抗体検査及び予防接種にかかるクーポン券等作成業務委託仕様書」及び甲の指示に従って、業務を適正かつ誠実に遂行しなければならない。

（再委託の禁止）

第6条 乙は、この契約による業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を受けたときは、この限りでない。

（権利の譲渡等の禁止）

第7条 乙は、この契約から生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、担保に供し又は継承させてはならない。

（検査及び引渡）

第8条 乙は、業務の完了後、納品の際は、直ちに甲に届け出て検査を受けなければならない。
2 前項の場合においては、甲は速やかに検査を行わなければならない。
3 乙は、前項の検査に合格しないときは、直ちに補正し甲の検査を受けなければならない。この場合においては、補正の完了を業務の完了とみなして前2項の規定を適用する。
4 乙は、甲の検査に合格したときは、速やかに契約の目的物を引き渡さなければならない。

（委託料の請求及び支払）

第9条 乙は、前条第2項の検査に合格したときは、書面をもって委託料の支払を請求することができる。
2 甲は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に委託料を支払うものとする。

（契約の解除）

第10条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約の全部又は一部を解除す

ることができる。この場合においては、解除により乙に損害が生じても、甲は賠償の責めを負わないものとし、乙は前条の規定により甲が支払った委託料の全部又は一部を返還しなければならない。

- (1) 業務の実施が著しく不適當、若しくは不誠実であると認められ、又はこの契約を完全に履行する見込みがないと認められるとき。
- (2) この契約に違反したとき。
- (3) 正当な理由なく、甲の指示に従わないとき。
- (4) その他、乙の責めに帰する理由により、契約の目的を達することができないと甲において認められるとき。

2 前項の規定により契約が解除された場合においては、乙は委託料の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

(暴力団の排除)

第11条 甲は、福岡県警察からの通知に基づき、乙（乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下本条において同じ。）が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害があっても、甲はその損害の賠償の責を負わないものとする。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。（以下「暴対法」という。）第2条第2号の暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（暴対法第2条第6号の暴力団員及び暴力団の構成員とみなされる者をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等（役員として登記又は届出がされていないが、事実上経営に参画しているものを含む。以下同じ。）が暴力団員等となっているとき。
- (3) 暴力団員等であることを知りながら、暴力団員等を雇用し、又は使用しているとき。
- (4) 暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき。
- (5) 暴力団員等である事実を知らずに、暴力団員等を雇用している場合又は暴力団若しくは暴力団員等である事実を知らずに、その者と下請契約もしくは資材、原材料の購入契約を締結した場合であって、当該事実の判明後すみやかに、解雇に係る手続きや契約の解除など適正な是正措置を行わないとき。
- (6) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- (7) 暴力団又は暴力団員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。
- (8) 役員等又は使用人が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力団若しくは暴力団員等を利用したとき、又は暴力団若しくは暴力団員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。
- (9) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき。

2 乙は、甲が前項各号に該当する事由の有無を確認することを目的として乙に対し役員名簿等の提出を求めたときは、速やかに当該役員名簿等を提出しなければならない。

3 前条第2項の規定は、第1項の規定により契約を解除した場合について準用する。

(業務の対象者抽出条件)

第12条 この業務に使用する対象者データ抽出に関する条件等については、甲の定めるところによるものとする。

(情報の管理等)

第13条 乙は、甲から交付された対象者データ及び業務の成果物の運搬、保管に関しては、紛失、盗難、毀損、その他災害等の事故防止にあたり、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

(秘密の保持)

第14条 乙は、この契約による業務に関して知ることのできた秘密（個人情報を含む。）を第三者に洩らし、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された場合においても同様とする。

2 第6条ただし書により、甲が承認した再委託先に対しては、乙は、前項に規定する秘密保持の義務を課し、責任をもって監督するものとする。

(収集の制限)

第15条 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集する場合は、業務の目的を明確にし、その目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(複写及び複製の禁止)

第16条 乙は、甲が文書により指示した場合を除き、この契約による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(目的外使用及び第三者への提供禁止)

第17条 乙は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報を業務の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(授受及び搬送)

第18条 乙は、この契約による業務を処理するために個人情報の授受及び搬送を行う場合には、甲の許可又は指示を受け、個人情報の紛失、破損等の事故が発生しないように管理しなければならない。

2 第6条ただし書きにより、甲が承認した再委託先に対しては、乙は、前項に規定する管理義務を課し、責任をもって監督するものとする。

(保管及び返還等)

第19条 乙は、この契約による業務を処理するために個人情報の保管を行う場合には、甲の許可又は指示を受け、個人情報の紛失、破損等の事故が発生しないように管理しなければならない。

2 乙は、この契約による業務を処理するために甲から貸与され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

3 乙は、前項ただし書による甲が指示した方法により個人情報を処理した場合は、甲に報告しなければならない。

(廃棄)

第20条 乙は、甲が指定した個人情報を廃棄（消去を含む。）したときは、甲に書面で報告しなければならない。

(報告)

第21条 乙は、この契約による業務の個人情報又は成果物の取扱いに関し、事故が生じたときは、その内容について甲に速やかに報告し、甲の指示を受けなければならない。

(立入調査)

第22条 甲は、乙がこの契約による業務の遂行にあたり取り扱っている個人情報の管理状況その他必要な事項について乙に報告を求め、又は立入調査できるものとする。

(従事者の監督)

第23条 乙は、その業務に従事する者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による業務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用して

はならないこと、その他個人情報の保護に関し、必要な事項及び久留米市個人情報保護条例第34条又は第35条の規定に該当した場合は、罰則の適用があることを周知し、必要な監督を行わなければならない。

(遵守事項)

第24条 乙は、業務の実施にあたっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成二十五年法律第六十五号)を遵守するとともに、甲の取扱いに準じて、障害者に対する合理的配慮の提供に努めるものとする。

(損害賠償)

第25条 乙は、この契約に定める義務を履行しないため、又は乙の責めに帰する理由により甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 乙は、業務の実施について第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(契約の変更等)

第26条 乙が天災事変その他やむを得ない理由により、業務の履行ができない場合は、甲の承認により契約の変更をすることができる。この場合においては、変更等により乙に損害が生じてても、甲は賠償の責めを負わないものとする。

2 乙は、前項の規定により契約の変更をする場合は、遅延なく甲に申請しなければならない。

3 甲は、甲の都合により必要があると認めるときは、乙の同意を得て契約の内容及び期間の変更並びに一時中止をすることができる。

(瑕疵担保)

第27条 乙は、第8条第4項に規定する引き渡し後、契約の成果物の内容に瑕疵が発見されたときは、直ちに補正を行わなければならない。

2 乙が、前項の補正を行わないときは、甲がこれを行い、その費用を乙から徴収するものとする。

(費用の負担)

第28条 この契約の締結及び履行に関し、必要な費用は乙の負担とする。

(協議)

第29条 この契約に定めのない事項について定める必要が生じたとき、又はこの契約に定める事項について疑義が生じたときは、甲乙協議の上定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和2年 1月 日

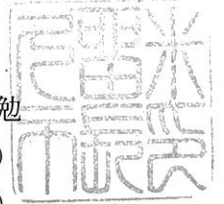
甲 久留米市城南町15番地3
久留米市
久留米市長 大久保 勉

乙 〈所在地〉
〈事業者名〉
〈代表者名〉

1 健保第 5102 号
令和 2 年 1 月 10 日

久留米市情報公開・個人情報保護審議会会長 様

久留米市長 大久保 勉
(健康福祉部健康保険課)
(市民文化部税収納推進課)



諮 問 書

久留米市個人情報保護条例第 24 条の規定により、下記のことについて貴審議会の意見を求めます。

記

市税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料等の公租公課に係る納付催告業務を私人に委託するに当たり、委託事業者へ電子媒体により催告対象者の個人情報を提供することの公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無（条例第 10 条第 1 項第 2 号）について



【諮問案件】

市税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料等の公租公課に係る納付催告業務を私人に委託するに当たり、委託事業者へ電子媒体により催告対象者の個人情報を提供することの公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無（条例第10条第1項第2号）について

【健康福祉部健康保険課】

【市民文化部税収納推進課】

○業務の概要

滞納整理業務においては、滞納期間の短い初期滞納事案について早い段階から滞納整理事務を進めることにより、滞納整理業務全般の業務量の肥大化を防ぎ、効率的かつ効果的な徴収体制を確保できる。

しかしながら、初期の滞納事案については単なる納付漏れから納付困難によるものまで、大量の対象者を相手方として対応しなければならない。そのため、これらの者に対しては、文書、電話、訪問等の手法を組み合わせ一斉に納付催告を行い、自主的な納付を促すことで効率的な事務執行に努めつつ、納付困難事案の早期発見と解消に取り組んでいるところである。

こうした中、本市においては、効率的な収納率向上対策の一環として、市税、国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料の滞納者に対する電話及び訪問による納付催告業務を外部委託している。

業務の委託に当たっては、市が庁舎内に設置する端末及び滞納管理システムを貸出しすることにより行っているが、高水準の収納率を安定的に確保するため、令和2年度から、業務の履行に最も適した催告管理システムを委託事業者において手配する方式に改めることとした。業務受託に当たっては、プロポーザル方式により、催告効果の高い対象者の自動選定が可能となる催告管理システムを手配できる委託業者を選定し、令和2年7月から委託契約を締結する予定である。委託契約締結後は、市は委託事業者に対して滞納者情報を月ごとに、納付情報を週ごとに提供し、委託事業者は市が提供した情報をシステムに取り込み、催告を実施する。また、委託事業者は、催告の結果について週ごとに市へ情報提供を行う（別紙1参照）。なお、催告管理システムの運用については、プロポーザル仕様書において情報セキュリティ対策に関する事項を定め、安全性を確保する。

催告管理システムの導入によって、催告効果の高い対象者の自動選定が可能になることにより、催告を行うに当たっての準備作業に3時間程要していたものが1時間程度に短縮される見込みであり、業務を円滑に進めることが可能となる。さらに、催告効果の高い対象者の自動選定機能により、接触率が大幅に向上（約15%→約30%）するという効果が見込まれる。

○提供する個人情報の内容

被保険者（納税義務者）の住所、郵便番号、氏名、生年月日、性別、世帯員情報、住民コード、通知書番号、世帯番号、住民区分、連絡先、保険料（税）期別情報、未納保険料（税）情報、納付記録、交渉記録、保険料（税）振替口座情報、保険証種類、申告状況

○公益上の必要性について（条例第10条第1項第2号）

催告対象者に関する情報は1月当たり約1万件と大量であり、当該情報を紙媒体で渡し、委託事業者が端末に入力することとなれば、膨大な時間を要するとともに、入力ミスが発生することも考えられるため、電子媒体により委託事業者へ対象者の個人情報を提供することには公益上の必要性がある。

○個人の権利利益を侵害するおそれについて（条例第10条第1項第2号）

情報の受け渡しにおいては、個人情報を記録した電子媒体（磁気ディスク又はUSBメモリ）にパスワード設定を行い、受け渡しの際は身分証明書等を確認の上、施錠されたジュラルミンケースを用いてセキュリティ便で対応するなど、個人情報の持ち出しによる情報流出リスクを低減する。

また、受け渡し後の個人情報を管理することになる委託事業者の選定に当たっては、日本工業規格のプライバシーマーク認証を受けたものであることを条件とし、契約上においても個人情報保護に関する規定を設けるなど（別紙2参照）、委託事業者の業者適格性や委託業務の適正履行の担保をとる。

さらに、プロポーザル仕様書において以下の情報セキュリティ対策に関する事項を定める。委託事業者が使用するシステムのネットワークを閉域網とすることで、外部からの侵入を遮断すること。タブレット端末については、ログイン管理機能やGPS機能を搭載し、使用者や使用場所を管理できるようにすること。万が一受託事業者が端末を紛失した場合は、遠隔操作により端末を初期化することで、外部への情報流出を防ぐこと。

以上のことから、個人の権利利益を侵害するおそれはないものとする。

※プライバシーマーク

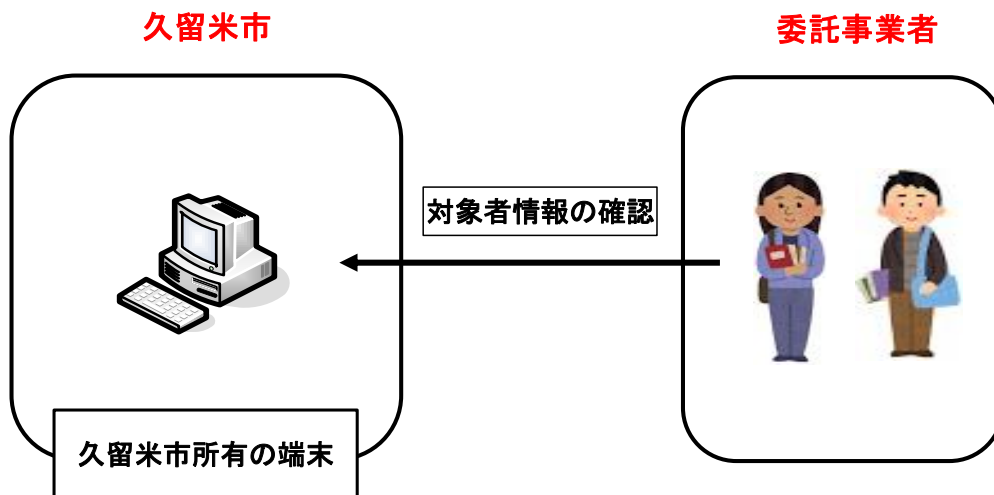
プライバシーマークとは、一般財団法人日本情報経済社会推進協会が、個人情報の取扱いを適切に行っていると認める事業者に対し付与するものである。プライバシーマーク制度は、日本工業規格 JIS Q 15001 に基づいて第三者により客観的に評価される制度であることから、プライバシーマークの付与を受けた事業者にとっては、法律への適合性はもとより、自主的により高い保護レベルの個人情報保護マネジメントシステムを確立し、運用していることを示すものとなる。

○実施時期（個人情報利用期間）

令和2年7月から

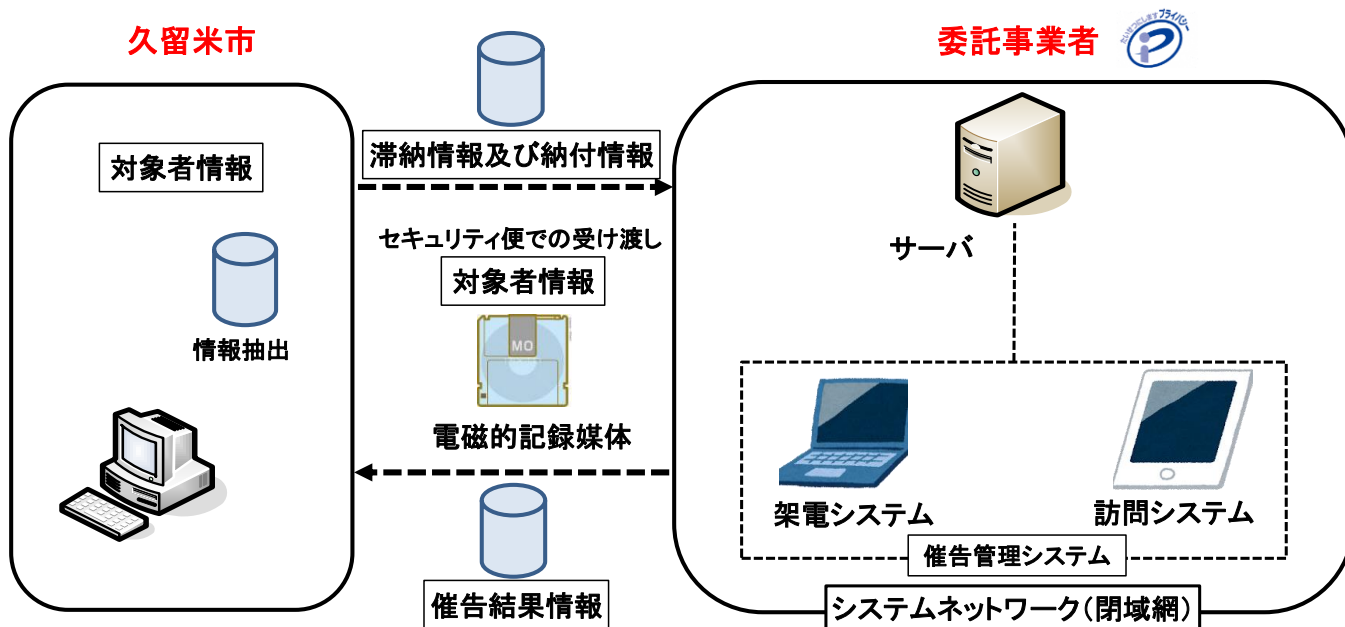
○ 現在

委託事業者は、久留米市が所有している端末及びシステムを使用して、対象者の情報を確認している。



○ 令和2年度徴収業務委託

個人情報を記録した電磁的記録媒体(磁気ディスク又はUSBメモリ)にパスワード設定を行い、委託事業者に提供する。



業務委託契約書案（抜粋）

甲：久留米市 乙：受託者

（秘密の保持）

第〇条 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた秘密（個人情報を含む。）を第三者に漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された場合においても同様とする。

2 〇条ただし書により、甲が承認した再委託先に対しては、乙は、前項に規定する秘密保持の義務を課し、責任をもって監督するものとする。

（再委託の禁止）

第〇条 乙は、この契約による事務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を受けたときは、この限りでない。

（収集の制限）

第〇条 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集する場合は、事務の目的を明確にし、その目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

2 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集する場合は、本人から収集し、又は本人以外から収集するときは本人の同意の上で収集しなければならない。

（複写及び複製の禁止）

第〇条 乙は、甲が文書により指示した場合を除き、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

（目的外使用及び第三者への提供禁止）

第〇条 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を事務の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

（授受及び搬送）

第〇条 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報の授受及び搬送を行う場合には、甲の許可又は指示を受け、個人情報の紛失、破損等の事故が発生しないように管理しなければならない。

（保管及び返還等）

第〇条 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報の保管を行う場合には、甲の許可又は指示を受け、個人情報の紛失、破損等の事故が発生しないように管理しなければならない。

- 2 乙は、この契約による事務を処理するために甲から貸与され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等を、契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該方法によるものとする。
- 3 乙は、前項ただし書により甲が指示した方法により個人情報を処理した場合は、甲に報告しなければならない。

(廃棄)

第〇条 乙は、甲が指定した個人情報を廃棄（消去を含む。）したときは、甲に報告しなければならない。

(報告)

第〇条 乙は、この契約による事務の個人情報の取扱いに関し、事故が生じたときは、その内容について甲に速やかに報告し、甲の指示を受けなければならない。

(立入調査)

第〇条 甲は、乙がこの契約による事務の執行に当たり取り扱っている個人情報の管理状況その他必要な事項について乙に報告を求め、又は立入調査できるものとする。

(従事者の監督)

第〇条 乙は、その事務に従事する者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項及び久留米市個人情報保護条例第34条又は第35条の規定に該当した場合は罰則の適用があることを周知し、必要な監督を行わなければならない。

(契約の解除)

第〇条 甲は、乙が次の各号いずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合においては、解除により乙に損害が生じても、甲は賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 乙の責めに帰する理由により、この契約に違反したとき。
- (2) 委託期間内に業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) この契約の締結及び履行に際し、不正な行為を行ったとき。

(損害賠償)

第〇条 乙は、この契約に定める義務を履行しないため、又は乙の責めに帰する理由により甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

- 2 乙は、業務の実施について第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

1 健保第 4 4 0 0 号
令和 2 年 1 月 8 日

久留米市情報公開・個人情報保護審議会会長 様

久留米市長 大久保 勉
(健康福祉部健康保険課)
(健康福祉部介護保険課)
(市民文化部税収納推進課)
(都市建設部住宅政策課)
(子ども未来部子ども保育課)



諮 問 書

久留米市個人情報保護条例第 24 条の規定により、下記のことについて貴審議会の意見を求めます。

記

ペイジー口座振替受付サービス導入に伴い、納付者・納税者が指定する預金口座に関する情報について、当該口座の金融機関とシステム上でのオンライン結合等を行うことにかかる公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無（条例第 1 0 条第 1 項第 2 号）について



【諮問案件】

ペイジー口座振替受付サービス導入に伴い、納付者・納税者が指定する預金口座に関する情報について、当該口座の金融機関とシステム上でのオンライン結合等を行うことにかかる公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無（条例第10条第1項第2号）について

【健康福祉部健康保険課】

【健康福祉部介護保険課】

【市民文化部税収納推進課】

【都市建設部住宅政策課】

【子ども未来部子ども保育課】

○業務の概要

ペイジー口座振替受付サービスとは、保険料等納付の口座振替申込手続において、従来の紙媒体によるものではなく、納付者・納税者が指定する預金口座のキャッシュカードを専用端末に通し暗証番号を入力後、情報処理センターを経由し当該金融機関と瞬時に通信確認することにより、口座情報の照合及び当該金融機関への登録手続を済ませることが可能となるサービスである。平成17年度以降、全国の自治体において導入が進んでおり、平成31年3月末現在で、265自治体が導入しサービスを提供している。

口座振替申込手続の手順を簡素化かつ迅速化することにより、納付者・納税者の便宜を図るとともに、口座振替による納付・納税をより推進し、収納率の向上を期待するものである。

本サービスにおいては、専用端末から、情報処理センターが提供する通信サービスによりマルチペイメントネットワークを経由し当該金融機関へ口座情報を照合・登録する仕組みであるため、本市の専用端末と提携金融機関とでオンライン結合等を行う必要がある。

ペイジー口座振替受付サービスについては、平成27年9月17日付け27答申第15号にて、公益上の必要があり、及び個人の権利利益を侵害するおそれはないとの答申を受け、平成27年10月より当該口座の金融機関とのシステム上でのオンライン結合等を行っている。令和2年4月から、取り扱い金融機関が当初の14機関から19機関に増える予定であるため、あらためて諮問するものである。

なお、今後も同様の手法により金融機関が加わる場合に、オンライン結合を行うことの可否についても併せて諮問するものである。

※ 専用端末設置窓口 14箇所 健康保険課、介護保険課、税収納推進課、住宅政策課、子ども保育課、市民センター5か所、総合支所市民福祉課4か所

※ 情報処理センター セイコーソリューションズ株式会社

※ 利用可能な金融機関 19機関 平成27年10月開始＝14機関
福岡銀行、筑邦銀行、ゆうちょ銀行、西日本シティ銀行、筑後信用金庫、大川信用金庫、佐賀銀行、親和銀行、福岡中央銀行、北九州銀行、熊本銀行、十八銀行、

九州労働金庫、肥後銀行

令和2年4月開始予定＝5機関

にじ農業協同組合、みい農業協同組合、久留米市農業協同組合、三潞町農業協同組合、福岡大城農業協同組合

※ マルチペイメントネットワーク 日本マルチペイメントネットワーク運営機構が運営する、収納機関（企業・自治体）と金融機関を結ぶ共同ネットワーク

※ 対象費目 9費目 国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、市県民税、固定資産税（都市計画税含む）、軽自動車税、住宅使用料、駐車場使用料、保育料

○公益上の必要性について（条例第10条第1項第2号）

本サービスにおいては、キャッシュカードと暗証番号によりその場で申込手続きが完了し、届出印も不要であるため、納付者・納税者にとって利便性及びサービスの向上に繋がる。本サービスを実施するためには、オンライン結合等が欠かせない。

○個人の権利利益を侵害するおそれについて（条例第10条第1項第2号）

専用端末においては、本体内部はスキミング装置等が装着できない設計となっている。また、開封しデータを取り出そうとした場合は、そのデータ自体が消去される仕組みとなっている。

情報処理センターにおいては、あらかじめ登録された端末しか接続できない仕組みとなっている上、端末から情報処理センターへは、暗号化された口座情報を閉域のFOMA回線によって通信する。情報処理センターは、端末ごとに個別認証し、暗号化された口座情報を読み取り、金融機関が加盟するマルチペイメントネットワークを通じて当該金融機関へ口座情報を通信により届ける。その際はマルチペイメントネットワークが指定する別の暗号化方式によるセキュリティ対策が施される。その後、金融機関において、口座情報の照合及び金融機関側での登録がなされることとなる。

こういったセキュリティ上の対策が講じられていることから、個人の権利利益を侵害するおそれはないものと考えられる。

○本人申込みにより金融機関と照会する個人情報の内容

金融機関コード、支店コード、預金種目、口座番号、口座名義人番号、暗証番号

○実施時期（個人情報利用期間）

令和2年4月1日から（予定）

ペイジー口座振替受付サービスについて

1 サービス概要

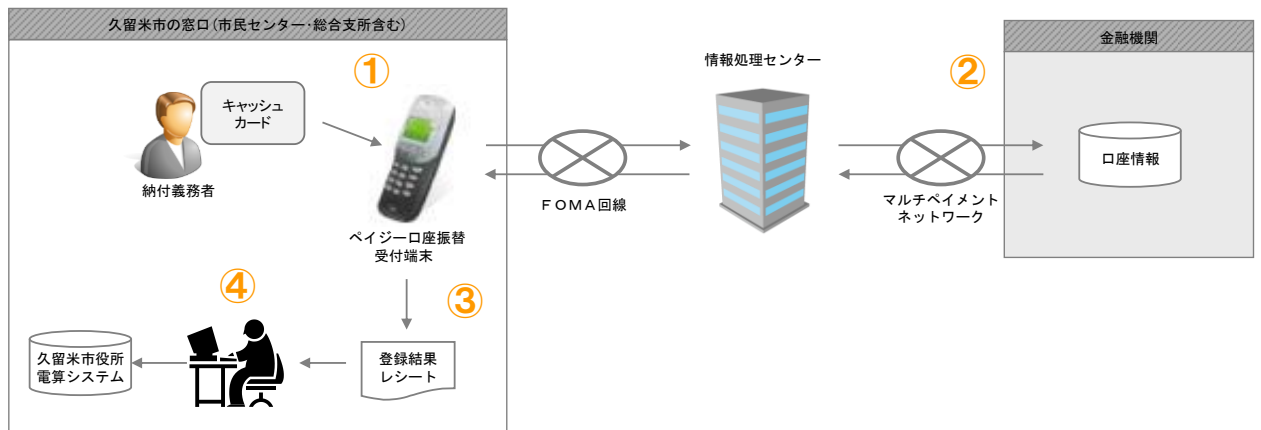
(1) 目的

保険料等の口座振替申込手続を、紙の申込書による受付ではなく、納付者・納税者名義のキャッシュカードを専用端末に通し、情報処理センター及び当該金融機関と瞬時に通信確認することにより、当該金融機関への登録手続を済ませることが可能なサービス。

(2) 効果

口座振替申込手続の手順を簡素化かつ迅速化することにより、納付者・納税者の便宜を図ると共に、口座振替をより推進し、収納率の向上を期待するもの。

2 サービス全体像



手順

- ① 久留米市窓口にて、申込者がペイジー口座振替受付端末（以下、端末）で対象費目を選択後、キャッシュカードを端末へ通し、暗証番号を入力する。
- ② FOMA回線を経由し情報処理センターへ口座振替申込口座情報（以下、口座情報）が連携され、情報処理センターがマルチペイメントネットワークを経由し当該金融機関へ口座情報を照合・登録する。
- ③ 金融機関登録結果が端末からプリントされる。
- ④ 金融機関登録結果がOKであることを確認し、久留米市が市役所電算システムへ口座情報を入力する。

※ ②～③に要する時間は、1件あたり7秒程度。

1 健総第 162 号
令和元年 12 月 4 日

久留米市情報公開・個人情報保護審議会会長 様

久留米市長 大久保 勉
(健康福祉部総務)
(健康福祉部健康保険課)
(健康福祉部長寿支援課)
(健康福祉部介護保険課)
(健康福祉部保健所健康推進課)



諮 問 書

久留米市個人情報保護条例第 24 条の規定により、下記のことについて貴審議会の意見を求めます。

記

- 1 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に係る地域の健康課題の分析に必要な国民健康保険被保険者の診療報酬明細書、特定健診結果、介護保険被保険者の診療報酬明細書、保健医療介護事業参加者リストを目的外利用することの公益上の必要の有無（条例第 9 条第 3 項）及び目的外利用に係る本人通知の省略の適否（条例第 9 条第 4 項）について
- 2 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に係る地域の健康課題の分析に必要な後期高齢者医療被保険者の診療報酬明細書、後期高齢健診結果等の情報を本人以外のものから収集することの公益上の必要の有無（条例第 8 条第 2 項）及び当該情報収集に係る本人通知の省略の可否（条例第 8 条第 3 項）について



【諮問案件】

久留米市が行う高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に係る地域の健康課題の分析等事業について

- 1 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に係る地域の健康課題の分析に必要な国民健康保険被保険者の診療報酬明細書、特定健診結果、介護保険被保険者の介護保険給付費明細書、保健医療介護事業参加者リスト等を目的外利用することの公益上の必要の有無（条例第9条第3項）及び目的外利用に係る本人通知の省略の適否（条例第9条第4項）について

【健康福祉部健康保険課】

【健康福祉部長寿支援課】

【健康福祉部介護保険課】

【健康福祉部保健所健康推進課】

- 2 後期高齢者医療被保険者の診療報酬明細書、後期高齢健診結果等の情報を本人以外のものから収集することの公益上の必要の有無（条例第8条第2項）及び当該情報収集に係る本人通知の省略の可否（条例第8条第3項）について

【健康福祉部総務】

【健康福祉部健康保険課】

○業務概要

すべての団塊の世代が後期高齢者となる 2025 年を見据え、医療費適正化と健康寿命の延伸に向けた取組みを強化するため、健康保険法等の関係法が改正され令和 2 年 4 月から施行される。それに伴い、後期高齢者医療広域連合が単独で実施していた 75 歳以上の高齢者に対する保健事業を、市町村の介護保険事業の地域支援事業等と共に、市町村が一体的に実施（以下「一体化」という。）することとなる。

久留米市においては、令和 2 年度から 75 歳以上の高齢者に対しても、健康診査の結果をもとに生活習慣病の発症及び重症化の予防を図るための保健指導を含めた事業を実施する。

一体化に係る取組みは、地域の健康課題の分析に基づく事業の企画・実施が必須であり、久留米市においても地域の健康課題を分析し、分析に基づく保健事業を地域で展開していくことが必要である。

そのため、本市の国民健康保険の被保険者に係る診療報酬明細書等の情報を用いた分析を、研究機関（九州大学 大学院医学研究院 総合コホートセンター）への委託により実施する。

なお、提供する情報の所在が庁内の複数課にまたがることから、必要な情報を保有する健康保険課、長寿支援課、介護保険課、健康推進課が入力後に、健康福祉部総務において、研究機関から提供された解析ソフトウェアを用いて匿名化した上で研究機関へ提供する。

1 診療報酬明細書情報、特定健診結果等情報、介護保険給付費明細書情報及び介護予防事業参加者名簿の目的外利用について

(1) 目的外利用を行う情報の内容

ア 診療報酬明細書情報（医科用、DPC用、歯科用、調剤用）（別紙1）

国民健康保険分

イ 特定健診結果等情報（健診結果情報、その他の健診情報、保健指導情報、健診結果情報（横展開）、全健診結果情報（横展開）、全保健指導結果情報）（別紙2）

国民健康保険分

ウ 介護保険給付費明細書情報（給付実績情報、給付管理票情報）（別紙3）

介護保険分

エ 介護予防事業参加者名簿

・氏名 ・住所 ・生年月日 ・教室名 ・参加年度

(2) 目的外利用することの公益上の必要性（条例第9条第3項第4号）

目的外利用に係る情報の対象者数が、国民健康保険被保険者数が約8万人、特定健診受診者数が約2万人、介護保険認定者数が約1万5千人と相当な数であり、すべての方から同意を得るとした場合、事務処理に多大な時間と費用を要することとなる。

また、近年の市民の個人情報への関心から、同意しない人も一定生じることが予想される。そうした場合、当該分析結果が実態に即していない不十分なものとなる可能性があり、地域の健康課題の分析に基づく保健事業の企画・実施という目的が達成できなくなるおそれがある。

したがって、当該事業目的を達成するためには、健康保険課、長寿支援課、介護保険課、健康推進課が保有する被保険者等の情報を利用することが合理的である。

(3) 本人通知を省略することの適否について（条例第9条第4項）

前述のとおり、通知を要する対象者が多数であり、かつ、事務処理に多大な時間と費用を要するため、本人通知を省略する。

2 診療報酬明細書情報、後期高齢者特定健診結果等情報を本人以外のものから収集することについて

(1) 収集先

福岡県後期高齢者医療広域連合

(2) 収集を行う情報の内容

ア 診療報酬明細書情報（医科用、DPC用、歯科用、調剤用）（別紙1）後期高齢者分

イ 後期高齢者特定健診結果等情報（健診結果情報、その他の健診情報、保健指導情報、健診結果情報（横展開）、全健診結果情報（横展開）、全保健指導結果情報）（別紙2）後期高齢者分

(3)本人以外のものから情報収集することの公益上の必要性（条例第8条第2項第6号）

1の（2）と同様、収集する情報の対象者が約4万人と相当な数である。

また、本人から収集を拒否された場合の分析結果が実態に即していない不十分なものとなり、当該分析事業の目的が達成できなくなる可能性があるため、被保険者の情報を保有する福岡県後期高齢者医療広域連合から情報を収集することが合理的である。

(4)本人通知を省略することの適否について（条例第8条第3項）

前述のとおり、通知を要する対象者が多数であり、かつ、事務処理に多大な時間と費用を要するため、本人通知を省略する。

実施時期（個人情報利用期間）

令和2年2月から

【医療レセプト情報】

ア. 管理データ

レセプト管理レコード

項目	データ項目名(日本語)
1	データ識別
2	行番号
3	枝番号
4	レコード識別情報(MN)
5	レセプト管理番号
6	保健医療機関の所在地
7	予備
8	予備
9	予備
10	予備

イ. 請求データ

医療機関情報レコード

項目	データ項目名(日本語)
1	データ識別
2	行番号
3	枝番号
4	レコード識別情報(IR)
5	審査支払機関
6	郵便府県
7	点数表
8	医療機関コード
9	予備
10	医療機関名称
11	請求年月
12	マルチボリューム識別情報
13	電話番号

レセプト共通レコード

項目	データ項目名(日本語)
1	データ識別
2	行番号
3	枝番号
4	レコード識別情報(RE)
5	レセプト番号
6	レセプト種別
7	診療年月
8	患者
9	男女区分
10	生年月日
11	給付割合
12	入院年月日
13	病棟区分
14	一部負担金・食事療養費・生活療養費標準負担額区分
15	レセプト特記事項
16	病床数
17	病室
18	割引点数率値
19	予備
20	予備

21	予備
22	検察番号
23	記録条件仕様年月情報
24	請求情報
25	診療科1_診療科名
26	診療科1_人体の部位等
27	診療科1_性別等
28	診療科1_医学的処置
29	診療科1_特定疾病
30	診療科2_診療科名
31	診療科2_人体の部位等
32	診療科2_性別等
33	診療科2_医学的処置
34	診療科2_特定疾病
35	診療科3_診療科名
36	診療科3_人体の部位等
37	診療科3_性別等
38	診療科3_医学的処置
39	診療科3_特定疾病
40	診療科4_診療科名
41	患者の状態(記録任意)※2018年4月から新設(妊婦がわかる)

保険者レコード

項目	データ項目名(日本語)
1	データ識別
2	行番号
3	枝番号
4	レコード識別情報(HO)
5	保険者番号
6	被保険者証(手帳)等の記号
7	保険者種別(手帳)等の記号
8	診療実日数
9	合計点数
10	予備
11	食事療養・生活療養費_回数
12	食事療養・生活療養費_合計金額
13	報酬上の事由
14	支払額
15	負担金額_医療保険
16	負担金額_減免区分
17	負担金額_減額割合
18	負担金額_減額金額

公費レコード

項目	データ項目名(日本語)
1	データ識別
2	行番号
3	枝番号
4	レコード識別情報(KO)
5	公費負担医療_負担者番号
6	公費負担医療_任意給付区分
7	公費負担医療_任意給付区分
8	診療実日数
9	合計点数
10	負担金額_公費
11	負担金額_公費給付対象外来一部負担金
12	負担金額_公費給付対象入院一部負担金
13	予備
14	食事療養・生活療養費_回数
15	食事療養・生活療養費_合計金額

包括評価対象外理由レコード

項目	データ項目名(日本語)
1	データ識別
2	行番号
3	枝番号
4	レコード識別情報(GR)
5	医科点数改算定理由
6	DPCCコード

※2018年度より新設

国保連固有情報レコード

項目	データ項目名(日本語)
1	データ識別
2	行番号
3	枝番号
4	レコード識別情報(KH)
5	国保連固有情報

※2018年度は削除?

製病名レコード

項目	データ項目名(日本語)
1	データ識別
2	行番号
3	枝番号
4	レコード識別情報(SY)
5	製病名コード
6	診療開始日
7	転帰区分
8	修飾語コード
9	製病名称
10	主製病
11	補足コメント

診療行為レコード

項目	データ項目名(日本語)
1	データ識別
2	行番号
3	枝番号
4	レコード識別情報(SI)
5	診療識別
6	負担区分
7	診療行為コード
8	数量データ
9	点数
10	回数
11	コメント_①コメントコード
12	コメント_②文字データ
13	コメント_③コメントコード
14	コメント_④文字データ
15	コメント_⑤コメントコード
16	コメント_⑥文字データ
17	算定日情報_1日の情報
18	算定日情報_2日の情報
19	算定日情報_3日の情報
20	算定日情報_4日の情報
21	算定日情報_5日の情報
22	算定日情報_6日の情報
23	算定日情報_7日の情報
24	算定日情報_8日の情報
25	算定日情報_9日の情報
26	算定日情報_10日の情報
27	算定日情報_11日の情報
28	算定日情報_12日の情報
29	算定日情報_13日の情報
30	算定日情報_14日の情報
31	算定日情報_15日の情報
32	算定日情報_16日の情報
33	算定日情報_17日の情報
34	算定日情報_18日の情報
35	算定日情報_19日の情報
36	算定日情報_20日の情報
37	算定日情報_21日の情報
38	算定日情報_22日の情報
39	算定日情報_23日の情報
40	算定日情報_24日の情報
41	算定日情報_25日の情報
42	算定日情報_26日の情報
43	算定日情報_27日の情報
44	算定日情報_28日の情報
45	算定日情報_29日の情報
46	算定日情報_30日の情報
47	算定日情報_31日の情報

医薬品レコード

項目	データ項目名(日本語)
1	データ種別
2	行番号
3	枝番号
4	レコード識別情報 (IV)
5	診療識別
6	負担区分
7	医薬品コード
8	使用量
9	点数
10	回数
11	コメント_①コメントコード
12	コメント_②文字データ
13	コメント_③コメントコード
14	コメント_④文字データ
15	コメント_⑤コメントコード
16	コメント_⑥文字データ
17	算定日情報_1日の情報
18	算定日情報_2日の情報
19	算定日情報_3日の情報
20	算定日情報_4日の情報
21	算定日情報_5日の情報
22	算定日情報_6日の情報
23	算定日情報_7日の情報
24	算定日情報_8日の情報
25	算定日情報_9日の情報
26	算定日情報_10日の情報
27	算定日情報_11日の情報
28	算定日情報_12日の情報
29	算定日情報_13日の情報
30	算定日情報_14日の情報
31	算定日情報_15日の情報
32	算定日情報_16日の情報
33	算定日情報_17日の情報
34	算定日情報_18日の情報
35	算定日情報_19日の情報
36	算定日情報_20日の情報
37	算定日情報_21日の情報
38	算定日情報_22日の情報
39	算定日情報_23日の情報
40	算定日情報_24日の情報
41	算定日情報_25日の情報
42	算定日情報_26日の情報
43	算定日情報_27日の情報
44	算定日情報_28日の情報
45	算定日情報_29日の情報
46	算定日情報_30日の情報
47	算定日情報_31日の情報

特定器材レコード

項目	データ項目名(日本語)
1	データ種別
2	行番号
3	枝番号
4	レコード識別情報 (TO)
5	診療識別
6	負担区分
7	特定器材コード
8	使用量
9	点数
10	回数
11	単位コード
12	単位
13	予備
14	商品名及び規格又はサイズ
15	コメント_①コメントコード
16	コメント_②文字データ
17	コメント_③コメントコード
18	コメント_④文字データ
19	コメント_⑤コメントコード
20	コメント_⑥文字データ
21	算定日情報_1日の情報
22	算定日情報_2日の情報
23	算定日情報_3日の情報
24	算定日情報_4日の情報
25	算定日情報_5日の情報
26	算定日情報_6日の情報
27	算定日情報_7日の情報
28	算定日情報_8日の情報
29	算定日情報_9日の情報
30	算定日情報_10日の情報
31	算定日情報_11日の情報
32	算定日情報_12日の情報
33	算定日情報_13日の情報
34	算定日情報_14日の情報
35	算定日情報_15日の情報
36	算定日情報_16日の情報
37	算定日情報_17日の情報
38	算定日情報_18日の情報
39	算定日情報_19日の情報
40	算定日情報_20日の情報
41	算定日情報_21日の情報
42	算定日情報_22日の情報
43	算定日情報_23日の情報
44	算定日情報_24日の情報
45	算定日情報_25日の情報
46	算定日情報_26日の情報
47	算定日情報_27日の情報
48	算定日情報_28日の情報
49	算定日情報_29日の情報
50	算定日情報_30日の情報
51	算定日情報_31日の情報

コメントレコード

項目	データ項目名(日本語)
1	データ種別
2	行番号
3	枝番号
4	レコード識別情報 (CO)
5	診療識別
6	負担区分
7	コメントコード
8	文字データ

症状詳細レコード

項目	データ項目名(日本語)
1	データ種別
2	行番号
3	枝番号
4	レコード識別情報 (SI)
5	症状詳細区分
6	症状詳細データ

ウ. 医療提供者レセプト情報

a. 医療提供医療機関情報レコード

項目	データ項目名(日本語)
1	データ種別
2	行番号
3	枝番号
4	レコード識別情報 (TI)
5	医療提供区分
6	医療提供医療機関区分
7	都道府県
8	点数
9	医療機関コード
10	予備
11	医療機関名称
12	医療機関所在地
13	電話番号

b. 医療提供者レセプト情報レコード

項目	データ項目名(日本語)
1	データ種別
2	行番号
3	枝番号
4	レコード識別情報 (TR)
5	レセプト番号
6	医療提供者レセプト種別
7	診療年月
8	予備
9	男女区分

項目	データ項目名(日本語)
10	生年月日
11	予備
12	入院年月日
13	病棟区分
14	予備
15	レセプト特記事項
16	予備
17	マルチポリコム識別情報
18	割引点数率
19	予備
20	予備
21	予備

c. 医療提供者請求情報レコード

項目	データ項目名(日本語)
1	データ種別
2	行番号
3	枝番号
4	レコード識別情報 (TS)
5	診療戻り数
6	合計点数
7	食事療養・生活療養_回数
8	食事療養・生活療養_合計金額

d. 診療報酬請求レコード

項目	データ項目名(日本語)
1	データ種別
2	行番号
3	枝番号
4	レコード識別情報 (GO)
5	総件数
6	総合計点数
7	マルチポリコム識別情報

【DPCレセプト情報】

ア. 管理データ

レセプト管理レコード

項目	データ項目名(日本語)
1	データ種別
2	行番号
3	枝番号
4	レコード識別情報 (MN)
5	レセプト管理番号
6	保険医療機関の所在地
7	予備
8	予備
9	予備
10	予備

イ. 請求データ

医療報酬情報レコード

項目	データ項目名(日本語)
1	データ種別
2	行番号
3	枝番号
4	レコード識別情報 (R)
5	審査支払機関
6	審査明細
7	点検表
8	医療機関コード
9	予備
10	医療機関名称
11	請求年月
12	マルチボリューム識別情報
13	電話番号

レセプト共通レコード

項目	データ項目名(日本語)
1	データ種別
2	行番号
3	枝番号
4	レコード識別情報 (RE)
5	レセプト番号
6	レセプト種別
7	診療年月
8	性別
9	男女区分
10	発症年月日
11	給付割合
12	入院年月日
13	病棟区分
14	一部負担金、食事療養費、生活療養費標準負担額区分
15	レセプト特記事項
16	予備
17	入院事由
18	誘引点検事項
19	予備
20	予備
21	予備
22	レセプト総括区分
23	明細情報
24	検索番号
25	記録年月住居年月情報
26	請求情報
27	診療科、診療科名
28	診療科、人体の部位等
29	診療科、性別等
30	診療科、医学的処置
31	診療科、特定疾病
32	ICD10コード
33	患者の状態 (記帳作業) ※2018年4月から新設 (妊婦がわかる)

保険者レコード

項目	データ項目名(日本語)
1	データ種別
2	行番号
3	枝番号
4	レコード識別情報 (HD)
5	保険者番号
6	被保険者証(手帳)等の記号
7	予備
8	診療実日数
9	合計点検
10	予備
11	食事療養・生活療養_回款
12	食事療養・生活療養_合計金額
13	職務上の事由
14	負担金額_医療保険
15	負担金額_減免区分
16	負担金額_減額割合
17	負担金額_減額金額
18	食事療養・生活療養_標準負担額
19	食事療養・生活療養_標準負担額

公費レコード

項目	データ項目名(日本語)
1	データ種別
2	行番号
3	枝番号
4	レコード識別情報
5	公費負担医療_負担者番号
6	公費負担医療_負担者番号
7	公費負担医療_任意給付区分
8	診療実日数
9	合計点検
10	負担金額_公費
11	負担金額_予備
12	負担金額_公費給付対象入院一部負担金
13	予備
14	食事療養・生活療養_回款
15	食事療養・生活療養_合計金額
16	食事療養・生活療養_標準負担額

包括評価対象外理由レコード

項目	データ項目名(日本語)
1	データ種別
2	行番号
3	枝番号
4	レコード識別情報 (GR)
5	医師点検意見決定理由
6	DPCコード

※2018年度より新設

国際連携情報レコード

項目	データ項目名(日本語)
1	データ種別
2	行番号
3	枝番号
4	レコード識別情報 (KH)
5	国際連携情報

※2018年度は削除

診療群分類コード

項目	データ項目名(日本語)
1	データ種別
2	行番号
3	枝番号
4	レコード識別情報 (BU)
5	診療群分類番号
6	今期入院年月日
7	今期退院年月日
8	DPC転帰区分
9	死因

傷病レコード

項目	データ項目名(日本語)
1	データ種別
2	行番号
3	枝番号
4	レコード識別情報 (SB)
5	傷病名コード
6	傷病名コード
7	傷病名称
8	ICD10コード
9	傷病名区分
10	死因
11	補足コメント

傷病名レコード

項目	データ項目名(日本語)
1	データ種別
2	行番号
3	枝番号
4	レコード識別情報 (SY)
5	傷病名コード
6	診療開始日
7	転帰区分
8	修飾コード
9	傷病名称
10	主病名
11	補足コメント

患者基礎レコード

項目	データ項目名(日本語)
1	データ種別
2	行番号
3	枝番号
4	レコード識別情報 (KK)
5	入院情報_予備
6	入院情報_DPC特定対象となる病種等以外の病種移動の有無
7	入院情報_予定、緊急入院区分
8	入院情報_前区退院年月日
9	入院情報_前区同一病種での入院の有無
10	診療開始情報_入院時年齢
11	診療開始情報_出生時体重
12	診療開始情報_]CS
13	診療開始情報_予備
14	診療開始情報_Burn Index
15	診療開始情報_重症度等
16	診療開始情報_予備
17	診療開始情報_予備

診療経過レコード

項目	データ項目名(日本語)
1	データ種別
2	行番号
3	枝番号
4	レコード識別情報 (SK)
5	診療行為コード
6	区分番号
7	実施(予定)年月日
8	予備
9	診療区分コード
10	診療名称

外泊レコード

項目	データ項目名(日本語)
1	データ種別
2	行番号
3	枝番号
4	レコード識別情報 (GA)
5	診療年月
6	請求調整区分
7	外泊
8	診療群分類番号
9	医療機関別保険
10	翌月再入院(転院)予定の有無

包括評価レコード

項目	データ項目名(日本語)
1	データ種別
2	行番号
3	枝番号
4	レコード識別情報 (HH)
5	診療年月
6	請求調整区分
7	自給保険区分
8	負担区分
9	入院期間区分
10	入院期間区分別点検
11	入院期間区分別入院日数
12	包括小計点検

c 合計情報レコード

項目	データ項目名(日本語)
1	データ種別
2	行番号
3	枝番号
4	レコード識別情報 (GT)
5	診療年月
6	請求調整区分
7	自給保険区分
8	負担区分
9	包括小計点検合算
10	包括評価点検
11	真直点検
12	今月包括合計点検
13	診療種別
14	保険変更_変更年月日
15	保険変更_文字データ

種別	データ項目名(日本語)
a. 診療行為レコード	
種別	データ項目名(日本語)
1	データ種別
2	行番号
3	枝番号
4	レコード識別情報 (SD)
5	診療種別
6	負担区分
7	診療行為コード
8	数量データ
9	点数
10	回数
11	コメント_①コメントコード
12	コメント_②文字データ
13	コメント_③コメントコード
14	コメント_④文字データ
15	コメント_⑤コメントコード
16	コメント_⑥文字データ
17	算定日情報_1日の情報
18	算定日情報_2日の情報
19	算定日情報_3日の情報
20	算定日情報_4日の情報
21	算定日情報_5日の情報
22	算定日情報_6日の情報
23	算定日情報_7日の情報
24	算定日情報_8日の情報
25	算定日情報_9日の情報
26	算定日情報_10日の情報
27	算定日情報_11日の情報
28	算定日情報_12日の情報
29	算定日情報_13日の情報
30	算定日情報_14日の情報
31	算定日情報_15日の情報
32	算定日情報_16日の情報
33	算定日情報_17日の情報
34	算定日情報_18日の情報
35	算定日情報_19日の情報
36	算定日情報_20日の情報
37	算定日情報_21日の情報
38	算定日情報_22日の情報
39	算定日情報_23日の情報
40	算定日情報_24日の情報
41	算定日情報_25日の情報
42	算定日情報_26日の情報
43	算定日情報_27日の情報
44	算定日情報_28日の情報
45	算定日情報_29日の情報
46	算定日情報_30日の情報
47	算定日情報_31日の情報

種別	データ項目名(日本語)
b. 処方レコード	
種別	データ項目名(日本語)
1	データ種別
2	行番号
3	枝番号
4	レコード識別情報 (FY)
5	診療種別
6	負担区分
7	医薬品コード
8	使用量
9	点数
10	回数
11	コメント_①コメントコード
12	コメント_②文字データ
13	コメント_③コメントコード
14	コメント_④文字データ
15	コメント_⑤コメントコード
16	コメント_⑥文字データ
17	算定日情報_1日の情報
18	算定日情報_2日の情報
19	算定日情報_3日の情報
20	算定日情報_4日の情報
21	算定日情報_5日の情報
22	算定日情報_6日の情報
23	算定日情報_7日の情報
24	算定日情報_8日の情報
25	算定日情報_9日の情報
26	算定日情報_10日の情報
27	算定日情報_11日の情報
28	算定日情報_12日の情報
29	算定日情報_13日の情報
30	算定日情報_14日の情報
31	算定日情報_15日の情報
32	算定日情報_16日の情報
33	算定日情報_17日の情報
34	算定日情報_18日の情報
35	算定日情報_19日の情報
36	算定日情報_20日の情報
37	算定日情報_21日の情報
38	算定日情報_22日の情報
39	算定日情報_23日の情報
40	算定日情報_24日の情報
41	算定日情報_25日の情報
42	算定日情報_26日の情報
43	算定日情報_27日の情報
44	算定日情報_28日の情報
45	算定日情報_29日の情報
46	算定日情報_30日の情報
47	算定日情報_31日の情報

種別	データ項目名(日本語)
c. 特定器材レコード	
種別	データ項目名(日本語)
1	データ種別
2	行番号
3	枝番号
4	レコード識別情報 (TO)
5	診療種別
6	負担区分
7	特定器材コード
8	使用量
9	点数
10	回数
11	単位コード
12	準備
13	予備
14	商品名及び規格又はサイズ
15	コメント_①コメントコード
16	コメント_②文字データ
17	コメント_③コメントコード
18	コメント_④文字データ
19	コメント_⑤コメントコード
20	コメント_⑥文字データ
21	算定日情報_1日の情報
22	算定日情報_2日の情報
23	算定日情報_3日の情報
24	算定日情報_4日の情報
25	算定日情報_5日の情報
26	算定日情報_6日の情報
27	算定日情報_7日の情報
28	算定日情報_8日の情報
29	算定日情報_9日の情報
30	算定日情報_10日の情報
31	算定日情報_11日の情報
32	算定日情報_12日の情報
33	算定日情報_13日の情報
34	算定日情報_14日の情報
35	算定日情報_15日の情報
36	算定日情報_16日の情報
37	算定日情報_17日の情報
38	算定日情報_18日の情報
39	算定日情報_19日の情報
40	算定日情報_20日の情報
41	算定日情報_21日の情報
42	算定日情報_22日の情報
43	算定日情報_23日の情報
44	算定日情報_24日の情報
45	算定日情報_25日の情報
46	算定日情報_26日の情報
47	算定日情報_27日の情報
48	算定日情報_28日の情報
49	算定日情報_29日の情報
50	算定日情報_30日の情報
51	算定日情報_31日の情報

種別	データ項目名(日本語)
d. コメントレコード	
種別	データ項目名(日本語)
1	データ種別
2	行番号
3	枝番号
4	レコード識別情報
5	診療種別
6	負担区分
7	コメントコード
8	文字データ

種別	データ項目名(日本語)
e. 症状詳細レコード	
種別	データ項目名(日本語)
1	データ種別
2	行番号
3	枝番号
4	レコード識別情報 (SI)
5	症状詳細区分
6	症状詳細データ

種別	データ項目名(日本語)
f. コーディングデータレコード	
種別	データ項目名(日本語)
1	データ種別
2	行番号
3	枝番号
4	レコード識別情報 (CD)
5	実施年月日
6	診療種別
7	順序番号
8	行為手順番号
9	レセプト電算処理システム用コード
10	使用量
11	数量データ
12	単位コード
13	回数
14	予備

種別	データ項目名(日本語)
g. 施設提供レセプト情報	
a. 施設提供受療種別情報レコード	
種別	データ項目名(日本語)
1	データ種別
2	行番号
3	枝番号
4	レコード識別情報 (TI)
5	施設提供区分
6	施設提供診療種別区分
7	診療年度
8	点改費
9	医療機関コード
10	予備
11	医療機関名称
12	医療機関所在地
13	電話番号

種別	データ項目名(日本語)
b. 施設提供レセプト情報レコード	
種別	データ項目名(日本語)
1	データ種別
2	行番号
3	枝番号
4	レコード識別情報 (TR)
5	レセプト種別
6	施設提供レセプト種別
7	診療年月
8	予備
9	男女区分
10	実施年月日
11	予備
12	入院年月日
13	病棟区分
14	予備
15	レセプト発記事項
16	予備
17	処方箋番号
18	割引点改半額
19	予備
20	予備
21	予備

c 高齢者介護施設情報コード
 種別: 介護老人保健施設(特養介護) 介護老人保健施設(特養介護)

1	施設名
2	法人番号
3	支店番号
4	レコード識別情報 (TS)
5	施設種別
6	法人種別
7	介護事業種別
8	介護事業種別

d 介護老人保健施設情報コード
 種別: 介護老人保健施設(特養介護) 介護老人保健施設(特養介護)

1	施設名
2	法人番号
3	支店番号
4	レコード識別情報 (GO)
5	施設種別
6	法人種別
7	介護事業種別

医療機関情報
医療機関情報コード
 種別: 診療科目(内科) 診療科目(内科)

1	診療科目
2	診療科目
3	診療科目
4	診療科目 (PH)
5	診療科目 (PH)
6	診療科目 (PH)
7	診療科目
8	診療科目
9	診療科目
10	診療科目

4. 診療科目

1	診療科目
2	診療科目
3	診療科目
4	診療科目 (PH)
5	診療科目
6	診療科目
7	診療科目
8	診療科目
9	診療科目
10	診療科目
11	診療科目
12	診療科目
13	診療科目

医療機関情報コード
 種別: 診療科目(内科) 診療科目(内科)

1	診療科目
2	診療科目
3	診療科目
4	診療科目 (PH)
5	診療科目
6	診療科目
7	診療科目
8	診療科目
9	診療科目
10	診療科目
11	診療科目
12	診療科目
13	診療科目

レボド情報コード
 種別: 介護老人保健施設(特養介護) 介護老人保健施設(特養介護)

1	施設名
2	施設番号
3	施設番号
4	レコード識別情報 (PH)
5	レコード識別情報
6	レコード識別情報
7	レコード識別情報
8	レコード識別情報
9	レコード識別情報
10	レコード識別情報

11. 施設番号

12	施設番号
13	施設番号
14	施設番号
15	施設番号
16	施設番号
17	施設番号
18	施設番号
19	施設番号
20	施設番号
21	施設番号
22	施設番号
23	施設番号
24	施設番号
25	施設番号
26	施設番号
27	施設番号
28	施設番号
29	施設番号
30	施設番号

介護老人保健施設情報コード
 種別: 介護老人保健施設(特養介護) 介護老人保健施設(特養介護)

1	施設名
2	施設番号
3	施設番号
4	レコード識別情報 (PH)
5	レコード識別情報
6	レコード識別情報
7	レコード識別情報
8	レコード識別情報
9	レコード識別情報
10	レコード識別情報
11	施設番号
12	施設番号
13	施設番号
14	施設番号
15	施設番号
16	施設番号
17	施設番号
18	施設番号
19	施設番号
20	施設番号

介護老人保健施設情報コード
 種別: 介護老人保健施設(特養介護) 介護老人保健施設(特養介護)

1	施設名
2	施設番号
3	施設番号
4	レコード識別情報 (PH)
5	レコード識別情報
6	レコード識別情報
7	レコード識別情報
8	レコード識別情報
9	レコード識別情報
10	施設番号
11	施設番号
12	施設番号
13	施設番号
14	施設番号
15	施設番号
16	施設番号
17	施設番号
18	施設番号
19	施設番号
20	施設番号

種別	区分	種別名(日本語)
51	電子管理料	負担区分、コード、点数、①負担区分
52	電子管理料	負担区分、コード、点数、②コード
53	電子管理料	負担区分、コード、点数、③回数
54	電子管理料	負担区分、コード、点数、④点数
55	電子管理料	負担区分、コード、点数、⑤負担区分
56	電子管理料	負担区分、コード、点数、⑥コード
57	電子管理料	負担区分、コード、点数、⑦回数
58	電子管理料	負担区分、コード、点数、⑧点数
59	簡易電子管理料	負担区分、コード、点数、①負担区分
60	簡易電子管理料	負担区分、コード、点数、②コード
61	簡易電子管理料	負担区分、コード、点数、③回数
62	簡易電子管理料	負担区分、コード、点数、④点数
63	簡易電子管理料	負担区分、コード、点数、⑤負担区分
64	簡易電子管理料	負担区分、コード、点数、⑥コード
65	簡易電子管理料	負担区分、コード、点数、⑦回数
66	簡易電子管理料	負担区分、コード、点数、⑧点数
67	簡易電子管理料	負担区分、コード、点数、⑨負担区分
68	簡易電子管理料	負担区分、コード、点数、⑩コード
69	簡易電子管理料	負担区分、コード、点数、⑪回数
70	簡易電子管理料	負担区分、コード、点数、⑫点数
71	新築開庁年月日	
72	新築開庁面積	
73	負担基本料加算	負担区分、コード、点数、①負担区分
74	負担基本料加算	負担区分、コード、点数、②コード
75	負担基本料加算	負担区分、コード、点数、③回数
76	負担基本料加算	負担区分、コード、点数、④点数
77	負担基本料加算	負担区分、コード、点数、⑤負担区分
78	負担基本料加算	負担区分、コード、点数、⑥コード
79	負担基本料加算	負担区分、コード、点数、⑦回数
80	負担基本料加算	負担区分、コード、点数、⑧点数
81	負担基本料加算	負担区分、コード、点数、⑨負担区分
82	負担基本料加算	負担区分、コード、点数、⑩コード
83	負担基本料加算	負担区分、コード、点数、⑪回数
84	負担基本料加算	負担区分、コード、点数、⑫点数
85	負担基本料加算	負担区分、コード、点数、⑬負担区分
86	負担基本料加算	負担区分、コード、点数、⑭コード
87	負担基本料加算	負担区分、コード、点数、⑮回数
88	負担基本料加算	負担区分、コード、点数、⑯点数
89	負担基本料加算	負担区分、コード、点数、⑰負担区分
90	負担基本料加算	負担区分、コード、点数、⑱コード
91	負担基本料加算	負担区分、コード、点数、⑲回数
92	負担基本料加算	負担区分、コード、点数、⑳点数
93	負担基本料加算	負担区分、コード、点数、㉑負担区分
94	負担基本料加算	負担区分、コード、点数、㉒コード
95	負担基本料加算	負担区分、コード、点数、㉓回数
96	負担基本料加算	負担区分、コード、点数、㉔点数
97	負担基本料加算	負担区分、コード、点数、㉕負担区分
98	負担基本料加算	負担区分、コード、点数、㉖コード
99	負担基本料加算	負担区分、コード、点数、㉗回数
100	負担基本料加算	負担区分、コード、点数、㉘点数
101	負担基本料加算	負担区分、コード、点数、㉙負担区分
102	負担基本料加算	負担区分、コード、点数、㉚コード
103	負担基本料加算	負担区分、コード、点数、㉛回数
104	負担基本料加算	負担区分、コード、点数、㉜点数
105	負担基本料加算	負担区分、コード、点数、㉝負担区分
106	負担基本料加算	負担区分、コード、点数、㉞コード
107	負担基本料加算	負担区分、コード、点数、㉟回数
108	負担基本料加算	負担区分、コード、点数、㊱点数
109	負担基本料加算	負担区分、コード、点数、㊲負担区分
110	負担基本料加算	負担区分、コード、点数、㊳コード
111	負担基本料加算	負担区分、コード、点数、㊴回数
112	負担基本料加算	負担区分、コード、点数、㊵点数
113	電気料金	
114	電気料金	負担区分、コード、点数、①負担区分
115	電気料金	負担区分、コード、点数、②コード
116	電気料金	負担区分、コード、点数、③回数
117	電気料金	負担区分、コード、点数、④点数

種別	区分	種別名(日本語)
1	区分	区分
2	行番号	行番号
3	種別	種別
4	レコード識別情報(SI)	レコード識別情報(SI)
5	種別	種別
6	年月日	年月日
7	開庁年月日	開庁年月日
8	地方自治体	地方自治体
9	分限回数	分限回数
10	第一分限回数	第一分限回数
11	第二分限回数	第二分限回数
12	第一分限回数	第一分限回数
13	第二分限回数	第二分限回数
14	第三分限回数	第三分限回数
15	第四分限回数	第四分限回数
16	第五分限回数	第五分限回数
17	第六分限回数	第六分限回数
18	第七分限回数	第七分限回数
19	第八分限回数	第八分限回数

種別番号請求書レコード

種別	区分	種別名(日本語)
1	区分	区分
2	行番号	行番号
3	種別	種別
4	レコード識別情報(GO)	レコード識別情報(GO)
5	種別	種別
6	種別	種別
7	マルチバリュウム識別情報	マルチバリュウム識別情報

【印刷用】

レシート管理レコード

No.	項目
1	行番号
2	レコード識別情報
3	一連番号
4	指定年月
5	レシート種別コード
6	種別コード
7	請求コード
8	請求年月
9	レシート管理番号
10	種別
11	種別
12	初期設置ステーションコード
13	種別
14	初期設置ステーション名称
15	種別

異種レコード

No.	項目
1	行番号
2	レコード識別情報
3	種別
4	種別
5	本人・家族
6	種別
7	種別
8	種別
9	種別
10	種別
11	種別
12	第一分限回数
13	第二分限回数
14	第三分限回数
15	第四分限回数
16	第五分限回数
17	第六分限回数
18	第七分限回数
19	第八分限回数
20	第九分限回数
21	第十分限回数
22	種別
23	性別
24	生年月日
25	種別
26	種別
27	種別
28	種別
29	種別
30	種別
31	初期設置ステーションの所在地及び名称
32	初期設置ステーションの所在地及び名称
33	初期設置ステーションの所在地及び名称
34	種別
35	種別
36	種別
37	種別
38	種別
39	種別
40	種別

合計レコード

No.	項目
1	行番号
2	レコード識別情報
3	請求金額_請求額
4	請求金額_第一分限
5	請求金額_第二分限
6	請求金額_第三分限
7	請求金額_第四分限
8	請求金額_第五分限
9	決定金額_請求額
10	決定金額_第一分限
11	決定金額_第二分限
12	決定金額_第三分限
13	決定金額_第四分限
14	決定金額_第五分限
15	決定金額_種別
16	決定金額_請求額
17	決定金額_第一分限
18	決定金額_第二分限
19	決定金額_第三分限
20	決定金額_第四分限
21	決定金額_第五分限
22	種別
23	種別
24	種別
25	種別
26	種別
27	種別
28	決定額_請求金額
29	決定額_種別

レコード管理情報レコード

No.	項目
1	行番号
2	レコード識別情報
3	管理情報

※注3
所在地
名称
電話番号

注2 公共負担に係る請求額が支払基金の補正等により0円となる場合、0円となった公共負担を除外したコードを記録する。

【例】「1. 公共負担」としてレシートの公共負担に係る請求額が補正により0円となった場合

- 1 保険番号2コード*1を記録する。
 - 2 0円となった公共負担に係る、公共負担番号及び公共負担種別の記録を省略する。
- 注3 GYMHDDのGは元号区分コード(別表1)、YYは年、MMは月、DDは日を示す。また、生年月日の「月日」が指定されていない場合におけるGY0000の0000(4桁)及び生年月日の「日」が指定されていない場合におけるGYMH0000(2桁)は固定とする。

【参加結果情報 - その他の参加情報】

1	氏名
2	氏名カナ
3	性別
4	生年月日
5	生年月日
6	生年月日
7	性別
8	個人番号
9	データ管理番号1
10	参加申込番号
11	参加申込年月日
12	参加申込コード
13	CID-Aセッションコード
14	参加申込コード
15	参加申込区分コード
16	参加申込区分コード
17	参加申込グループコード
18	参加申込タイプ
19	参加申込形態
20	参加申込の所属
21	参加申込
22	参加申込コード
23	参加申込
24	参加申込
25	参加申込
26	参加申込
27	参加申込
28	参加申込
29	参加申込
30	参加申込
31	参加申込

【参加結果情報 - 参加結果】

1	参加結果
2	参加結果
3	参加結果
4	参加結果
5	参加結果
6	参加結果
7	参加結果
8	参加結果
9	参加結果
10	参加結果
11	参加結果
12	参加結果
13	参加結果
14	参加結果
15	参加結果
16	参加結果
17	参加結果
18	参加結果

【参加結果情報 - 参加結果】

1	参加結果
2	参加結果
3	参加結果
4	参加結果
5	参加結果
6	参加結果
7	参加結果
8	参加結果
9	参加結果
10	参加結果
11	参加結果
12	参加結果
13	参加結果
14	参加結果
15	参加結果
16	参加結果
17	参加結果
18	参加結果
19	参加結果
20	参加結果
21	参加結果
22	参加結果
23	参加結果
24	参加結果
25	参加結果
26	参加結果
27	参加結果
28	参加結果
29	参加結果
30	参加結果
31	参加結果
32	参加結果
33	参加結果
34	参加結果
35	参加結果
36	参加結果
37	参加結果
38	参加結果
39	参加結果
40	参加結果
41	参加結果
42	参加結果
43	参加結果
44	参加結果
45	参加結果
46	参加結果
47	参加結果
48	参加結果
49	参加結果
50	参加結果
51	参加結果
52	参加結果
53	参加結果
54	参加結果
55	参加結果
56	参加結果
57	参加結果

【参加結果情報 - 参加結果】

58	参加結果
59	参加結果
60	参加結果
61	参加結果
62	参加結果
63	参加結果
64	参加結果
65	参加結果
66	参加結果
67	参加結果
68	参加結果
69	参加結果
70	参加結果
71	参加結果
72	参加結果
73	参加結果
74	参加結果
75	参加結果
76	参加結果
77	参加結果
78	参加結果
79	参加結果
80	参加結果
81	参加結果
82	参加結果
83	参加結果
84	参加結果
85	参加結果
86	参加結果
87	参加結果
88	参加結果
89	参加結果
90	参加結果
91	参加結果
92	参加結果
93	参加結果
94	参加結果
95	参加結果
96	参加結果
97	参加結果
98	参加結果
99	参加結果
100	参加結果
101	参加結果
102	参加結果
103	参加結果
104	参加結果
105	参加結果
106	参加結果
107	参加結果
108	参加結果
109	参加結果
110	参加結果
111	参加結果
112	参加結果
113	参加結果
114	参加結果
115	参加結果
116	参加結果
117	参加結果
118	参加結果
119	参加結果
120	参加結果
121	参加結果
122	参加結果
123	参加結果
124	参加結果
125	参加結果

【参加結果情報 - 参加結果】

1	参加結果
2	参加結果
3	参加結果
4	参加結果
5	参加結果
6	参加結果
7	参加結果
8	参加結果
9	参加結果
10	参加結果
11	参加結果
12	参加結果
13	参加結果
14	参加結果
15	参加結果
16	参加結果
17	参加結果
18	参加結果
19	参加結果
20	参加結果
21	参加結果
22	参加結果
23	参加結果
24	参加結果
25	参加結果
26	参加結果
27	参加結果
28	参加結果
29	参加結果
30	参加結果
31	参加結果
32	参加結果
33	参加結果
34	参加結果
35	参加結果
36	参加結果
37	参加結果
38	参加結果
39	参加結果
40	参加結果
41	参加結果
42	参加結果
43	参加結果
44	参加結果
45	参加結果
46	参加結果
47	参加結果
48	参加結果
49	参加結果
50	参加結果
51	参加結果
52	参加結果
53	参加結果
54	参加結果
55	参加結果
56	参加結果
57	参加結果
58	参加結果
59	参加結果
60	参加結果
61	参加結果
62	参加結果
63	参加結果
64	参加結果
65	参加結果
66	参加結果

項目	項目名
67	実験室ポイント
68	実験室高電
69	実験室導線番号
70	実験室導線番号
71	実験室の電話目録
72	実験室の電話目録
73	実験室の電話目録
74	実験室の電話目録
75	実験室の電話目録
76	実験室の電話目録
77	実験室の電話目録
78	実験室の電話目録
79	実験室の電話目録
80	実験室の電話目録
81	実験室の電話目録
82	実験室の電話目録
83	実験室の電話目録
84	実験室の電話目録
85	実験室の電話目録
86	実験室の電話目録
87	実験室の電話目録
88	実験室の電話目録
89	実験室の電話目録
90	実験室の電話目録
91	実験室の電話目録
92	実験室の電話目録
93	実験室の電話目録
94	実験室の電話目録
95	実験室の電話目録
96	実験室の電話目録
97	実験室の電話目録
98	実験室の電話目録
99	実験室の電話目録
100	実験室の電話目録
101	実験室の電話目録
102	実験室の電話目録
103	実験室の電話目録
104	実験室の電話目録

105	実験室の電話目録
106	実験室の電話目録
107	実験室の電話目録
108	実験室の電話目録
109	実験室の電話目録
110	実験室の電話目録
111	実験室の電話目録
112	実験室の電話目録
113	実験室の電話目録
114	実験室の電話目録
115	実験室の電話目録
116	実験室の電話目録
117	実験室の電話目録
118	実験室の電話目録
119	実験室の電話目録
120	実験室の電話目録
121	実験室の電話目録
122	実験室の電話目録
123	実験室の電話目録
124	実験室の電話目録
125	実験室の電話目録
126	実験室の電話目録
127	実験室の電話目録
128	実験室の電話目録
129	実験室の電話目録
130	実験室の電話目録
131	実験室の電話目録
132	実験室の電話目録
133	実験室の電話目録
134	実験室の電話目録
135	実験室の電話目録
136	実験室の電話目録
137	実験室の電話目録
138	実験室の電話目録
139	実験室の電話目録
140	実験室の電話目録
141	実験室の電話目録
142	実験室の電話目録

【実験室結果処理関係】

1	実験室番号
2	実験室番号
3	実験室番号
4	実験室番号
5	氏名カナ
6	氏名漢字
7	実験室使用フラグ
8	実験室番号
9	実験室番号
10	生年月日
11	生年月日
12	性別
13	個人番号
14	個人番号
15	住所
16	郵便番号
17	方言
18	電話番号1
19	電話番号2
20	電話番号3
21	行番号コード
22	地区別コード
23	施設番号
24	施設番号
25	施設番号
26	施設番号
27	施設番号
28	施設番号
29	施設番号
30	施設番号
31	施設番号
32	施設番号

33	検査
34	検査
35	検査
36	検査
37	検査
38	検査
39	検査
40	検査
41	検査
42	検査
43	検査
44	検査
45	検査
46	検査
47	検査
48	検査
49	検査
50	検査
51	検査
52	検査
53	検査
54	検査
55	検査
56	検査
57	検査
58	検査
59	検査
60	検査
61	検査
62	検査
63	検査
64	検査

項目	項目名
65	中性脂肪 (その他)
66	HDLコレステロール (可視分光光度法)
67	HDLコレステロール (可視分光光度法)
68	HDLコレステロール (その他)
69	LDLコレステロール (可視分光光度法)
70	LDLコレステロール (可視分光光度法)
71	LDLコレステロール (その他)
72	LDLコレステロール (計算値)
73	non-HDLコレステロール
74	総ビリルビン (可視分光光度法)
75	総ビリルビン (その他)
76	AST (AST) (紫外分光光度法)
77	AST (AST) (その他)
78	ALT (ALT) (紫外分光光度法)
79	ALT (ALT) (その他)
80	γ-GT (γ-GT) (可視分光光度法)
81	γ-GT (γ-GT) (その他)
82	ALP (可視分光光度法)
83	ALP (その他)
84	血清クレアチニン (可視分光光度法)
85	血清クレアチニン (その他)
86	血清クレアチニン (計算値)
87	血清クレアチニン (実測値)
88	cTnI
89	cTnI (可視分光光度法)
90	cTnI (その他)
91	cTnI (可視分光光度法)
92	cTnI (その他)
93	アルブミン (可視分光光度法)
94	アルブミン (その他)
95	AL/G
96	血清フェリチン (ヘマトイムノアッセイ)
97	血清フェリチン (その他)
98	空腹血糖 (電位法)
99	空腹血糖 (可視分光光度法)
100	空腹血糖 (可視分光光度法)
101	空腹血糖 (その他)
102	空腹血糖 (電位法)
103	空腹血糖 (可視分光光度法)
104	空腹血糖 (可視分光光度法)
105	空腹血糖 (その他)
106	HbA1c (免疫学的方法) (HPLC)
107	HbA1c (HPLC) (HPLC)
108	HbA1c (HPLC) (HPLC)
109	HbA1c (HPLC) (HPLC)
110	HbA1c (免疫学的方法) (HPLC)
111	HbA1c (HPLC) (HPLC)
112	HbA1c (HPLC) (HPLC)
113	HbA1c (その他) (HPLC)
114	尿酸 (機械読み取り)
115	尿酸 (目視)
116	尿酸 (機械読み取り)
117	尿酸 (目視)
118	尿酸 (機械読み取り)
119	尿酸 (目視)
120	尿酸 (目視)
121	尿酸 (目視)
122	尿酸 (目視)
123	尿酸 (目視)
124	尿酸 (目視)
125	尿酸 (目視)
126	尿酸 (目視)
127	尿酸 (目視)
128	尿酸 (目視)
129	尿酸 (目視)
130	尿酸 (目視)
131	尿酸 (目視)
132	尿酸 (目視)
133	尿酸 (目視)

134	尿酸 (目視)
135	尿酸 (目視)
136	尿酸 (目視)
137	尿酸 (目視)
138	尿酸 (目視)
139	尿酸 (目視)
140	尿酸 (目視)
141	尿酸 (目視)
142	尿酸 (目視)
143	尿酸 (目視)
144	尿酸 (目視)
145	尿酸 (目視)
146	尿酸 (目視)
147	尿酸 (目視)
148	尿酸 (目視)
149	尿酸 (目視)
150	尿酸 (目視)
151	尿酸 (目視)
152	尿酸 (目視)
153	尿酸 (目視)
154	尿酸 (目視)
155	尿酸 (目視)
156	尿酸 (目視)
157	尿酸 (目視)
158	尿酸 (目視)
159	尿酸 (目視)
160	尿酸 (目視)
161	尿酸 (目視)
162	尿酸 (目視)
163	尿酸 (目視)
164	尿酸 (目視)
165	尿酸 (目視)
166	尿酸 (目視)
167	尿酸 (目視)
168	尿酸 (目視)
169	尿酸 (目視)
170	尿酸 (目視)
171	尿酸 (目視)
172	尿酸 (目視)
173	尿酸 (目視)
174	尿酸 (目視)
175	尿酸 (目視)
176	尿酸 (目視)
177	尿酸 (目視)
178	尿酸 (目視)
179	尿酸 (目視)
180	尿酸 (目視)
181	尿酸 (目視)
182	尿酸 (目視)
183	尿酸 (目視)
184	尿酸 (目視)
185	尿酸 (目視)
186	尿酸 (目視)
187	尿酸 (目視)
188	尿酸 (目視)
189	尿酸 (目視)
190	尿酸 (目視)
191	尿酸 (目視)
192	尿酸 (目視)
193	尿酸 (目視)
194	尿酸 (目視)
195	尿酸 (目視)
196	尿酸 (目視)
197	尿酸 (目視)
198	尿酸 (目視)
199	尿酸 (目視)
200	尿酸 (目視)
201	尿酸 (目視)
202	尿酸 (目視)

項目	項目名
203	呼吸検査 (5% Vc)
204	視力 (右)
205	視力 (左)
206	視力 (遠)
207	視力 (近)
208	視力 (右, 1000Hz)
209	視力 (左, 1000Hz)
210	視力 (右, 4000Hz)
211	視力 (左, 4000Hz)
212	視力 (検査方法)
213	視力 (その他の所見)
214	眼底検査 (オースグラーフ)
215	眼底検査 (シェインマン)
216	眼底検査 (シェインマン)
217	眼底検査 (30°視野)
218	眼底検査 (Humphrey)
219	眼底検査 (OCT)
220	眼底検査 (その他の所見)
221	眼底検査 (対称性)
222	眼底検査 (非対称性)
223	眼底検査 (対称性)
224	眼底検査 (非対称性)
225	C R P (フランクス法)
226	C R P (免疫法)
227	C R P (その他)
228	血球数 (A B O) (乾式法)
229	血球数 (A B O) (その他)
230	血球数 (R H) (乾式法)
231	血球数 (R H) (その他)
232	血球数 (R H) (乾式法)
233	血球数 (R H) (その他)
234	血球数 (R H) (乾式法)
235	血球数 (R H) (その他)
236	血球数 (R H) (乾式法)
237	血球数 (R H) (その他)
238	血球数 (R H) (乾式法)
239	血球数 (R H) (その他)
240	血球数 (R H) (乾式法)
241	血球数 (R H) (その他)
242	血球数 (R H) (乾式法)
243	血球数 (R H) (その他)
244	血球数 (R H) (乾式法)
245	血球数 (R H) (その他)
246	血球数 (R H) (乾式法)
247	血球数 (R H) (その他)
248	血球数 (R H) (乾式法)
249	血球数 (R H) (その他)
250	血球数 (R H) (乾式法)
251	血球数 (R H) (その他)
252	血球数 (R H) (乾式法)
253	血球数 (R H) (その他)
254	血球数 (R H) (乾式法)
255	血球数 (R H) (その他)
256	血球数 (R H) (乾式法)
257	血球数 (R H) (その他)
258	血球数 (R H) (乾式法)
259	血球数 (R H) (その他)

256	医師の診断 (病名)
257	医師の診断 (病名)
258	医師の診断 (病名)
259	医師の診断 (病名)
260	医師の診断 (病名)
261	医師の診断 (病名)
262	医師の診断 (病名)
263	医師の診断 (病名)
264	医師の診断 (病名)
265	医師の診断 (病名)
266	医師の診断 (病名)
267	医師の診断 (病名)
268	医師の診断 (病名)
269	医師の診断 (病名)
270	医師の診断 (病名)
271	医師の診断 (病名)
272	医師の診断 (病名)
273	医師の診断 (病名)
274	医師の診断 (病名)
275	医師の診断 (病名)
276	医師の診断 (病名)
277	医師の診断 (病名)
278	医師の診断 (病名)
279	医師の診断 (病名)
280	医師の診断 (病名)
281	医師の診断 (病名)
282	医師の診断 (病名)
283	医師の診断 (病名)
284	医師の診断 (病名)
285	医師の診断 (病名)
286	医師の診断 (病名)
287	医師の診断 (病名)
288	医師の診断 (病名)
289	医師の診断 (病名)
290	医師の診断 (病名)
291	医師の診断 (病名)
292	医師の診断 (病名)
293	医師の診断 (病名)
294	医師の診断 (病名)
295	医師の診断 (病名)
296	医師の診断 (病名)
297	医師の診断 (病名)
298	医師の診断 (病名)
299	医師の診断 (病名)
300	医師の診断 (病名)
301	医師の診断 (病名)
302	医師の診断 (病名)
303	医師の診断 (病名)
304	医師の診断 (病名)
305	医師の診断 (病名)
306	医師の診断 (病名)
307	医師の診断 (病名)
308	医師の診断 (病名)
309	医師の診断 (病名)
310	医師の診断 (病名)
311	医師の診断 (病名)
312	医師の診断 (病名)
313	医師の診断 (病名)
314	医師の診断 (病名)
315	医師の診断 (病名)
316	医師の診断 (病名)

項目	項目名
317	1. 5%未満までで外出していますか
318	2. 日用品の買物なしですか
319	3. 寝付のしやすさについて
320	4. 友人の家を訪問していますか
321	5. 発熱や夜間の頻尿について
322	6. 喉痛や下痢や嘔吐について
323	7. 椅子に座った状態から立ち上がる時に足がふるえますか
324	8. 15分程度寝て起きていますか
325	9. この2週間にお風呂に入っていますか
326	10. 便秘に悩まされていますか
327	11. 6ヶ月間2〜3kg以上の体重減少がありますか
328	12. 体重が減少していますか
329	13. 手や指が冷たくなっていますか
330	14. お酒やタバコを吸っていますか
331	15. 口の渇きが頻りにありますか
332	16. 週に3回以上はみみが出ますか
333	17. 排便が頻りにありますか
334	18. 朝の起床時に「肩こり、腰こり、頭痛」などの症状はありますか
335	19. 自分で薬を処方されていますか
336	20. 毎日何回も目眩が頻りにありますか
337	21. (ここ2週間) 朝の生頭に寒気が頻りにありますか
338	22. (ここ2週間) これまで楽しんでお過ごしですか
339	23. (ここ2週間) 以前は楽しんでいたことが減っていますか
340	24. (ここ2週間) 自分が急に立ち上がる時、めまいが頻りにありますか
341	25. (ここ2週間) おけいなく感じたような感じが頻りにありますか
342	26. 朝の起床時に「肩こり、腰こり、頭痛」などの症状はありますか
343	27. 自分で薬を処方されていますか
344	28. 毎日何回も目眩が頻りにありますか
345	29. (ここ2週間) 朝の生頭に寒気が頻りにありますか
346	30. (ここ2週間) これまで楽しんでお過ごしですか
347	31. (ここ2週間) 以前は楽しんでいたことが減っていますか
348	32. (ここ2週間) 自分が急に立ち上がる時、めまいが頻りにありますか
349	33. (ここ2週間) おけいなく感じたような感じが頻りにありますか
350	34. (ここ2週間) 朝の生頭に寒気が頻りにありますか
351	35. (ここ2週間) これまで楽しんでお過ごしですか
352	36. (ここ2週間) 以前は楽しんでいたことが減っていますか
353	37. (ここ2週間) 自分が急に立ち上がる時、めまいが頻りにありますか
354	38. (ここ2週間) おけいなく感じたような感じが頻りにありますか
355	39. (ここ2週間) 朝の生頭に寒気が頻りにありますか

356	日L検査機で検査下アスト
357	日L検査機で検査下アスト
358	日L検査機で検査下アスト
359	日L検査機で検査下アスト
360	日L検査機で検査下アスト
361	日L検査機で検査下アスト
362	日L検査機で検査下アスト
363	日L検査機で検査下アスト
364	日L検査機で検査下アスト
365	日L検査機で検査下アスト
366	日L検査機で検査下アスト
367	日L検査機で検査下アスト
368	日L検査機で検査下アスト
369	日L検査機で検査下アスト
370	日L検査機で検査下アスト
371	日L検査機で検査下アスト
372	日L検査機で検査下アスト
373	日L検査機で検査下アスト
374	日L検査機で検査下アスト
375	日L検査機で検査下アスト
376	日L検査機で検査下アスト
377	日L検査機で検査下アスト
378	日L検査機で検査下アスト
379	日L検査機で検査下アスト
380	日L検査機で検査下アスト
381	日L検査機で検査下アスト
382	日L検査機で検査下アスト
383	日L検査機で検査下アスト
384	日L検査機で検査下アスト
385	日L検査機で検査下アスト
386	日L検査機で検査下アスト
387	日L検査機で検査下アスト
388	日L検査機で検査下アスト
389	日L検査機で検査下アスト
390	日L検査機で検査下アスト
391	日L検査機で検査下アスト
392	日L検査機で検査下アスト
393	日L検査機で検査下アスト
394	日L検査機で検査下アスト

441	HLI電力 (株) 電力			
442	HLI電任機業 (株)			
443	HLI電任機業 (株)			
444	HLIエスエフ (システム電機株式会社)			
445	HLIエスエフ (電気工業)			
446	HLIエスエフ (株)			
447	HLIエスエフ (株)			
448	HLIエスエフ (株)			

395	HLIエアライン (四国航空株式会社)			
396	HLIエアライン (株)			
397	HLI/A/C			
398	HLIエアライン (株)			
399	HLIエアライン (株)			
400	HLIエアライン (株)			
401	HLIエアライン (株)			
402	HLIエアライン (株)			
403	HLIエアライン (株)			
404	HLIエアライン (株)			
405	HLIエアライン (株)			
406	HLIエアライン (株)			
407	HLIエアライン (株)			
408	HLIエアライン (株)			
409	HLIエアライン (株)			
410	HLIエアライン (株)			
411	HLIエアライン (株)			
412	HLIエアライン (株)			
413	HLIエアライン (株)			
414	HLIエアライン (株)			
415	HLIエアライン (株)			
416	HLIエアライン (株)			
417	HLIエアライン (株)			
418	HLIエアライン (株)			
419	HLIエアライン (株)			
420	HLIエアライン (株)			
421	HLIエアライン (株)			
422	HLIエアライン (株)			
423	HLIエアライン (株)			
424	HLIエアライン (株)			
425	HLIエアライン (株)			
426	HLIエアライン (株)			
427	HLIエアライン (株)			
428	HLIエアライン (株)			
429	HLIエアライン (株)			
430	HLIエアライン (株)			
431	HLIエアライン (株)			
432	HLIエアライン (株)			
433	HLIエアライン (株)			
434	HLIエアライン (株)			
435	HLIエアライン (株)			
436	HLIエアライン (株)			
437	HLIエアライン (株)			
438	HLIエアライン (株)			
439	HLIエアライン (株)			
440	HLIエアライン (株)			

【別紙資料群】

基本情報レコード (D1)

Table with 2 columns: ID and Description. Contains codes for various organizational and personnel information records.

Table with 2 columns: ID and Description. Contains codes for financial and accounting records.

業務情報レコード (D1)

Table with 2 columns: ID and Description. Contains codes for various business and operational information records.

緊急時対応情報・緊急時対応情報レコード (D2)

Table with 2 columns: ID and Description. Contains codes for emergency response and disaster management information records.

緊急時対応情報レコード (D3)

Table with 2 columns: ID and Description. Contains codes for emergency response information records, including detailed disaster management procedures.

補助情報 (使用種別) レコード (DD)	
1	交換情報識別番号
2	入力識別番号
3	レコード識別コード
4	証記載保険者番号
5	給付管理票作成区分
6	サービス提供年月
7	事業所番号
8	性別
9	サービス種類コード
10	サービス提供日
11	申込
12	日数・回数
13	公費1対象日数・回数
14	公費2対象日数・回数
15	公費3対象日数・回数
16	サービス提供回数
17	公費1対象サービス提供回数
18	公費2対象サービス提供回数
19	公費3対象サービス提供回数
20	施設所在施設名
21	施設
22	決定後、申込
23	決定後、日数・回数
24	決定後、公費1対象日数・回数
25	決定後、公費2対象日数・回数
26	決定後、公費3対象日数・回数
27	決定後、サービス提供回数
28	決定後、公費1対象サービス提供回数
29	決定後、公費2対象サービス提供回数
30	決定後、公費3対象サービス提供回数
31	再審査
32	再審査
33	事業年月

経費内訳レコード (TD)	
1	交換情報識別番号
2	入力識別番号
3	レコード識別コード
4	証記載保険者番号
5	給付管理票作成区分
6	サービス提供月
7	事業所番号
8	性別
9	サービス種類コード
10	サービス提供日
11	計画単位
12	施設管理対象単位
13	施設管理対象単位
14	施設管理対象単位
15	施設管理対象単位
16	施設管理対象単位
17	施設管理対象単位
18	施設管理対象単位
19	施設管理対象単位
20	合計1、申込
21	合計1、申込
22	合計1、申込
23	合計1、申込
24	合計1、申込
25	合計1、申込
26	合計1、申込
27	合計1、申込
28	合計1、申込
29	合計1、申込
30	合計1、申込
31	合計1、申込
32	合計1、申込
33	合計1、申込
34	合計1、申込
35	合計1、申込
36	合計1、申込
37	合計1、申込
38	合計1、申込
39	合計1、申込
40	合計1、申込
41	合計1、申込
42	合計1、申込
43	合計1、申込
44	合計1、申込
45	合計1、申込
46	合計1、申込
47	合計1、申込
48	合計1、申込
49	合計1、申込
50	合計1、申込
51	合計1、申込
52	合計1、申込
53	合計1、申込
54	合計1、申込
55	合計1、申込
56	合計1、申込
57	合計1、申込
58	合計1、申込
59	合計1、申込
60	合計1、申込

給付管理票情報

項目	項目名
1	交換情報識別番号
2	対象年月
3	証記載保険者番号
4	事業所番号
5	給付管理票情報作成区分
6	給付管理票作成年月日
7	給付管理票種別区分
8	給付管理票明細行番号
9	
10	
11	性別コード
12	要介護状態区分コード
13	限度額適用期間(開始)
14	限度額適用期間(終了)
15	居宅・介護予防・総合事業支給限度額
16	居宅サービス計画作成区分コード
17	事業所番号 (サービス事業所)
18	指定/基準該当/地域密着型サービス/総合事業識別コード
19	サービス種類コード
20	給付計画単位数/日数
21	限度額管理期間における前月までの給付計画日数
22	指定サービス分小計
23	基準該当サービス分小計
24	給付計画合計単位数/日数
25	担当介護支援専門員番号
26	委託先の居宅介護支援事業所番号
27	委託先の担当介護支援専門員番号